

令和7年 第5回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 9月12日 開会

美 瑛 町 議 会

## 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 7 年第 4 回美瑛町議会定例会

令和 7 年 9 月 1 2 日午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 美瑛町東部地区コミュニティ施設条例の制定について
- 第 3 議案第 2 号 美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 3 号 美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 4 号 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 5 号 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 6 号 美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正について
- 第 8 議案第 7 号 美瑛町公共下水道条例の一部改正について
- 第 9 議案第 8 号 美瑛町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 10 議案第 9 号 美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第 11 議案第 15 号 財産の無償貸付について
- 第 12 議案第 10 号 令和 7 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 13 議案第 11 号 令和 7 年度美瑛町水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 第 14 議案第 12 号 令和 7 年度美瑛町立病院事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 15 議案第 13 号 請負契約の締結について
- 第 16 議案第 14 号 財産の取得について
- 第 17 議案第 16 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 18 議案第 17 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 19 議案第 18 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 20 議案第 19 号 教育委員会教育長の任命について
- 第 21 議案第 20 号 教育委員会委員の任命について
- 第 22 認定第 1 号 令和 6 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 23 認定第 2 号 令和 6 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 24 認定第 3 号 令和 6 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 25 認定第 4 号 令和 6 年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
- 第 26 認定第 5 号 令和 6 年度美瑛町公共下水道事業会計決算の認定について

- 第27 認定第6号 令和6年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定について
- 第28 認定第7号 令和6年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
- 第29 報告第1号 令和6年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第30 報告第2号 債権の放棄について
- 第31 意見書案第11号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について
- 第32 意見書案第12号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について
- 第33 議員の派遣について
- 第34 所管事務調査の申し出について

○出席議員（13名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角 和 浩 幸 君
副	町 長	吉 川 智 巳 君
会 計 管 理 者		今 野 聖 貴 君
総 務 課 長		新 村 猛 君
行財政改革推進室長		竹 本 匡 志 君
まちづくり推進課長		高 島 和 浩 君
地域みらい創造室長		谷 口 雄 二 君
税 務 課 長		岩 佐 和 男 君
収 納 対 策 室 長		山 上 修 司 君
住 民 生 活 課 長		庄 司 篤 史 君
保 健 福 祉 課 長		鎌 田 静 香 君
地域包括支援センター所長		藤 本 浩 彰 君
子ども・子育て支援室長		江 花 一 君
商工観光交流課長		赤 間 昭 己 君
文化スポーツ課長		才 川 健 一 君
ジオパーク推進室長		長 野 克 哉 君
農 林 課 長		平 間 克 哉 君
建 設 水 道 課 長		今 瀧 毅 君
水 道 整 備 室 長		石 崎 智 大 君
町立病院事務局長		才 川 育 世 君
総務課課長補佐		柴 田 崇 史 君
総務課課長補佐		餌 取 良 君
教 育 長		鈴 木 貴 久 君
管理課長兼図書館長		鈴 木 誠 君
農 業 委 員 会 会 長		只 野 透 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		観 音 太 郎 君
代 表 監 査 委 員		菅 範 之 君

○書記

事務局長 梶原 祐治 君  
係長 藤原 元貴 君

---

開会挨拶

---

○議長（野村祐司議員） おはようございます。令和7年第5回美瑛町議会定例会開議にあたり、ご挨拶を申し上げます。

本日は定例会2日目でございます。失礼ではありますが、発言は、会議規則第54条に従い、全て簡明で明瞭な発言を発言を期待するところでございますので、よろしくお願いたします。以上、会議の挨拶といたします。

---

開会及び開議宣告

---

○議長（野村祐司議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席委員は13人です。本日の議事日程は印刷物の配布のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、2番、桑谷覚議員と12番、山本賢一議員を指名いたします。ここで、4番、興柁議員から昨日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定により、不穏当な発言がありますので、お手元に配布しました発言取消し申出書に記載した部分を取り消したいと思っております。取消したいとの申出がありました。お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、4番、興柁議員間の発言取消しの申出を許可することに決定をいたしました。

---

日程第2 議案第1号 美瑛町東部地区コミュニティ施設条例の制定について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町東部地区コミュニティ施設条例の制定についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、1頁から7頁までになります。

今回の美瑛町東部地区コミュニティ施設条例の制定につきましては、これまで東部地区の住民が主体となって地域が抱える課題などを把握し、その課題解決とともに、持続的な地域づくりについて話し合いが進められ、地域コミュニティの維持に必要な機能が集約された複合施設の在り方を協議してきたところです。

これらから、住民、事業者及び行政が連携・協力し、それぞれ役割を分担しながら、各種生活支援機能を集約・確保した小さな拠点として現在整備を進めている施設の管理運営のため、新たに本条例を制定するものです。

はじめに議案を朗読し、その後、条例の制定の要旨等及び規定、内容などをご説明いたします。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、第3条(事業)から5頁の附則の前までの朗読を省略し、別冊資料の条例の制定要旨により、ご説明いたします。

資料の1頁になります。1の制定の要旨につきましては、冒頭にご説明したとおりですので、省略いたします。

2の施設の概要等ですが、施設のコンセプトをみんながつながる地域の家として、複数の機能を一つに集約し、地域で世代を超えた交流を図り、互いに支え合いながら、持続的な地域づくりを進める施設となります。

1点目の構造等につきましては、構造は木造平屋建て、延床面積768.68平方メートル、間取り等は、集会室1室、多目的室2室、高齢者福祉棟1棟、農産物加工室1室、喫茶談話室1室、直売所1棟、イベントスペース1か所、事務室1室、トイレ3か所などを配置しております。

2点目の施設で行う事業につきましては、地域コミュニティづくりに関する事業から2頁のその他目的達成のために必要な事業までの7事業としております。

3点目、その他としましては、緊急防災施設としても活用されますことから、停電時の電源確保のため、非常用発電機を施設内に設置しております。また、省エネルギー技術を活用し、一次エネルギー消費量を50%以上削減した建築物の評価基準である「ZEB Ready」の認証を予定しております。

3の施設の管理・運営につきましては、公の施設として町で運営し、施設の維持及び管理、使用の許可及び制限等に関する業務につきましては、指定管理者に委託する予定をしております。

す。

4の制定の概要につきましては、本条例は、第1条の目的から第20条の施行規定までの本則全20条及び附則で構成しております。

以下、規定内容を順に申し上げます。第1条、目的では、本施設の設置の目的を、第2条、名称及び位置では、本施設の名称と位置を。第3条、事業では、本施設で行う事業について規定しております。第4条、開館時間及び休館日では、本施設の開館時間及び休館日を、第5条、使用許可では、本施設の使用の許可について規定しております。第6条、使用料では、本施設の使用料を。第7条、使用料の減免では、本施設の使用料の減免を。第8条、使用料の返還では、本施設の使用料の返還について規定しております。

3頁になります。第9条、使用許可の制限では、本施設の使用を許可しない行為を、第10条、使用許可の取消し等では、本施設の使用許可の取消し等を。第11条、目的外使用等の禁止では、本施設を目的外に使用すること等を禁止する旨について規定しております。第12条、原状回復では、使用者の原状回復義務を。第13条、入場の制限では、使用者の入場の制限を。第14条、損害の賠償では、本施設における損害の賠償について規定しております。第15条、管理の代行等では、本施設における指定管理者による管理の代行とその業務範囲等について規定しております。第16条、利用料金では、本施設の利用料金を。第17条、利用料金の減免では、本施設の利用料金の減免を。第18条、利用料金の返還では、本施設の利用料金の返還について規定しております。第19条、報告、調査、指示では、指定管理者の業務又は経理に関する報告、調査、指示ができる旨を規定しております。第20条、施行規定では、本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定しております。

附則では、施行期日及び準備行為について規定しております。5の施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものです。

資料によるご説明を終わり、議案に戻ります。5頁の附則になります。附則。施行期日。第1項、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

準備行為。第2項、指定管理者の指定に関する手続及びこの条例による事前の使用の手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。なお、6頁及び7頁の別表第1から別表第3までの朗読は、省略いたします。

以上で、議案第1号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村祐司議員） これから、総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号の審議については、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号の審議は、総務文教常任委員会へ付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

日程第3 議案第2号 美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動  
の公費負担に関する条例の一部改正について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第3、議案第2号、美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第2号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は8頁、条例の一部改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の4頁から6頁までになります。

今回の美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例が準用する国会議員の選挙運動の公費負担に係る限度額の基準が改定されたことから、本条例の一部を改正するものです。

はじめに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊資料の条例の一部改正要旨により、ご説明いたします。資料の4頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭にご説明したとおりですので、省略いたします。

2の改正の概要につきましては、昨今の物価変動等に鑑み、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額を引き上げるものです。

3の施行期日は、公布の日から施行するものです。

5頁及び6頁の新旧対照表のご説明は、省略いたします。

資料によるご説明を終わり、議案に戻ります。8頁の附則になります。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第2号の提案理由のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第2号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第3号 美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
条例の一部改正について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第4、議案第3号、美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第3号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、9頁から11頁まで。条例の一部改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の7頁から11頁までになります。

今回の美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく基幹業務システムへの移行に当たり、個人番号の独自利用を行う事務等を規定することに伴い、本条例の一部を改正するものです。

はじめに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、11頁の附則の前までの朗読を省略し、別冊資料の条例の一部改正要旨により、ご説明いたします。資料の7頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭にご説明したとおりですので、省略いたします。

2の改正の概要につきましては、基幹業務システムに実装された機能を用いて、住登外者宛名番号を付番し管理するため、個人番号、いわゆるマイナンバーの独自利用を行う事務及び特定個人情報の庁内連携を行う事務等に係る規定を追加するものです。

3の施行期日は、令和7年12月1日から施行するものです。なお、8頁から11頁までの新旧対照表のご説明は、省略いたします。

資料によるご説明を終わり、議案に戻ります。11頁の附則になります。附則、この条例は、令和7年12月1日から施行する。

以上で、議案第3号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第3号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第4号 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第5、議案第4号、美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第4号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、12頁から14頁まで。条例の一部改正、要旨及び新旧対照表は、別冊資料の12頁から15頁までになります。

今回の美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、令和6年8月に人事院が行った、公務員人事管理に関する報告において示された国家公務員の仕事と生活

の両立支援の趣旨を踏まえた勤務環境の充実を図るとともに、人事異動の時期等を鑑みた年次有給休暇の管理の容易性の向上のため、本条例の一部を改正するものです。

はじめに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、13頁の附則の前までの朗読を省略し、別冊資料の条例の一部改正要旨により、ご説明いたします。資料の12頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭にご説明したとおりですので、省略いたします。

2の改正の概要につきましては、1点目の仕事と生活の両立を支援する勤務環境の整備として、仕事と生活の両立が必要な職員への支援制度の利用に関する情報提供及び職場環境の充実に係る関係規定を整備するもの、2点目の年次有給休暇の付与日の改正として、年次有給休暇の付与日を12月1日から4月1日に改めるものです。3の施行期日は、令和7年10月1日から施行するものです。

なお、13頁から15頁までの新旧対照表のご説明は、省略いたします。資料によるご説明を終わり、議案に戻ります。

13頁の附則になります。

附則、施行期日。第1項、この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

以下、経過措置、第2項及び第3項の朗読は、省略いたします。以上で、議案第4号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第4号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（野村祐司議員） 日程第6、議案第5号、美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第5号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、15頁から17頁まで。条例の一部改正、要旨及び新旧対照表は、別冊資料の16頁から19頁までになります。

今回の美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正するものです。

はじめに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。それでは、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以下、17頁の附則の前までの朗読を省略し、別冊資料の条例の一部改正要旨により、ご説明いたします。資料の16頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭にご説明したとおりですので、省略いたします。

2の改正の概要につきましては、第1号部分休業として、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、第2号部分休業として、1年につき10日相当となる77時間30分を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とするものです。また、部分休業制度の拡充に伴い、条文の整備を行うものです。

3の施行期日は、令和7年10月1日から施行するものです。なお、17頁から19頁までの新旧対照表のご説明は、省略いたします。

資料によるご説明を終わり、議案に戻ります。

17頁の附則になります。附則。施行期日、第1項この条例は、令和7年10月1日から施行する。以下、経過措置。第2項の朗読は、省略いたします。

以上で、議案第5号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第6号 美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第7、議案第6号、美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

庄司住民生活課長。

(住民生活課長 庄司 篤史君 登壇)

○住民生活課長(庄司篤史君) 議案第6号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集につきましても、18頁になります。条例の一部改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の20頁から21頁までになります。

昨今の物価高騰等に対する使用料の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

続いて別冊資料によりご説明申し上げます。別冊資料の20頁になります。1の改正の要旨につきましては冒頭の提案理由でご説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、水沢体験住宅代の使用料を6万3,000円から6万9,000円に。同住宅中の使用料を5万2,000円から5万8,000円に、同住宅章の使用料を4万2,000円から4万8,000円に引き上げるものです。

3の施行期日ですが、令和8年4月1日から施行となります。21頁の新旧対照表のご説明は省略いたします。

資料の説明を終わり、議案に戻ります。議案集の18頁の附則からになります。この条例は令和8年4月1日から施行する。

以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） はい、6番、青田でございます。おはようございます。よろしくお願ひします。今回の料金の改定、使用料の改定なんですけれども、たまさか、今年の本当に暑かったです。それで、二地域居住住宅にお住まいになった、九州からお越しになった、その方が将来の美瑛の町民になるんじゃないかと私は思ってるんですけども、その方が非常にですね、美瑛良くて、南海トラフの関係もあるんで、美瑛に住みたいってそういう思いもあるみたいなんです。その中で、要は二地域居住の住宅、エアコンがついてなくてですね、非常に何か暑くて、大変過ごしづらかったと。それでちっちゃな子、赤ちゃん連れてきてるものですから、なかなか夜も眠れなかったそんなこともあったようで、それで、今後ね、エアコンつけてもらいたいんだと。料金上げるのはいいですけど、やっぱりそれあげたらね、やっぱそのサービスというか、だんだん経年劣化で、住宅も段々ね改修も必要になってくるかと思えますんでね、より料金上げる分、その分サービスの向上というか、そういうのにご配慮頂ける必要があるのかなっていうそういう利用者さんに対してですね、これからの将来に対して、そういう投資というか、新しい住民の方がね、そういう美瑛に行きたいっていうそういうのもあるようですので、そういう方に対してどうお考えか、利用される方に対して、料金上げる分、そういう何かお考えがあるのかどうか、次年度以降もしくは考えあれば伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 庄司住民生活課長。

○住民生活課長（庄司篤史君） 水沢の住宅につきましては、議員おっしゃるとおりエアコンがついておりません。で、今回料金値上げを検討させていただいた部分でも、建物自体15年以上をたちまして、各家電含め維持経費が上がっているっていう部分で、ちょっと料金の改定を検討させていただいた部分と、今ご指摘頂いたとおり、エアコンの設置につきましても、当然料金が上がるというところで、設備の投資っていう部分も検討していかなければならないなというところで、設置に向けての検討もした中での料金改定ということでご理解頂ければと思います。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第6号についての質疑を終わります。

これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第6号の件を採決します。議案第6号、美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第7号 美瑛町公共下水道条例の一部改正について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第8、議案第7号、美瑛町公共下水道条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

石崎水道整備室長。

(水道整備室長 石崎 智大君 登壇)

○水道整備室長(石崎智大君) おはようございます。議案第7号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は19頁、条例の一部改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の22頁及び23頁に記載してございます。

今回の改正は、大規模災害発生時に被災地において排水設備等工事に関わる指定業者の確保が困難な状況となったことで、設備の復旧が長期化した事例を踏まえ、標準下水道条例が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

はじめに議案を朗読し、その後改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊資料によりご説明いたします。別冊資料は22頁です。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりです。

2の改正の概要は、災害、その他非常の場合において排水設備等工事指定業者の確保が困難と判断されるときは、他の地方公共団体の長の指定を受けた者による工事を特例的に認める規定を設けるものでございます。

3の施行期日は公布の日からとなります。資料23頁の新旧対照表は説明を省略いたします。

資料による説明を終わり、議案集に戻ります。議案集19頁の附則からになります。附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で議案第7号の提案理由のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑をします。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第7号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第7号の件を採決します。議案第7号、美瑛町公共下水道条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第8号 美瑛町水道事業給水条例の一部改正について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第9、議案第8号、美瑛町水道事業給水条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

石崎水道整備室長。

(水道整備室長 石崎 智大君 登壇)

○水道整備室長(石崎智大君) 議案第8号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は20頁。条例の一部改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の24頁及び25頁に記載してございます。

今回の改正は、大規模災害発生時に被災地において、指定給水装置工事事業者の確保が困難な状況となったことで、給水装置の復旧が長期化した事例を踏まえ、国からの通知により、供給規程の記載例が示されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

初めに議案を朗読し、その後改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊資料によりご説明いたします。別冊資料は24頁です。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりです。

2、改正の概要は、災害、その他非常の場合において、指定給水装置工事事業者の確保が困難と判断されるときは、他の地方公共団体の長または他の地方公共団体の長が指定をした者による工事を特例的に認める規定を設けるものでございます。

3の施行期日は、公布の日からとなります。

資料25頁の新旧対照表は、説明を省略いたします。

資料による説明を終わり、議案集に戻ります。議案集20頁の附則からになります。附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で議案第8号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第8号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、日程第9、議案第8号の件を採決します。議案第8号、美瑛町水道事業給水所給水条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第9号 美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条例の廃止について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第10、議案第9号、美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条例の廃止についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧建設水道課長。

（建設水道課長 今瀧 毅君 登壇）

○建設水道課長（今瀧 毅君） 議案第9号、美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条例の廃止についての提案理由につきましてご説明いたします。議案集は21頁になります。

旧千代田小学校の跡地である千代田公園は、昭和62年、廃校となった小学校を写真ギャラリー拓真館として改装し、その施設利用を契機に周辺を公園整備し、都市公園として、千代田公園がオープンしました。近年の変わり、観光などの在り方を模索する中、株式会社拓真館が事業主体となり、千代田公園の白樺街道をはじめ、自然豊かな周辺環境の有効活用を図り、写真やアート、食、音楽などを通じて、美瑛の風景と四季の魅力を多角的かつ複合的に体験発信するよう、拓真館をはじめとした拠点づくりの提案がありました。都市公園として、制約がある中、本提案を実現することは困難な部分が多々あったことから、今回都市公園を廃止し、普通財産として、丘のまちびえいの拠点として、有効活用を図るため、本条例を廃止するものです。

それでは議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正廃止条例全文について質疑を許します。  
質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 興梠です。条例廃止することで、都市公園のくくりっていうのも外れるんですけど、都市公園のくくりっていうのも今回外れることになるんですけど、この場合、自由度が増すっていうのはいいけども、逆に適切でない開発行為もできてしまうことになるっていうことになるんで、このあたり何か制限みたいなものっていう約束事、管理者との約束事みたいなものが入っているのか。それから、第6条、7条、8条の効力は有するとあるので、この中にその辺が入っているのかどうかちょっとお伺いします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 今瀧建設水道課長。

○建設水道課長（今瀧 毅君） 今後都市公園を廃止すること、することによって普通財産となるということなのですが、普通財産となってもですね、当然、公共財産ですので、制約が発生するといった部分については、今後普通財産として貸付けする、担当課等、拓真館等のほうの契約に基づいて事業が進められることとなりますので、行政財産からかなり厳しく制約がある。普通財産になるから制約なくなるというわけではないというような、理解をしております。あと第6条、旧条例のですね第6条、7条、8条の規定につきましてはこの効力を有することとなりますので、今後も、貸付けの部分に関しましては、従前どおりの貸付契約に基づいて、旧条例ができる形になった形で業務を進めるといったことをございます。

（「なし」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠委員。

○4番（興梠勝也議員） これ、多分ないと、今の管理者ではないと思うんですけども、占有許可を受けているものについてはということになるんで、もし占有許可変わった場合、管理者が変わった場合、占有許可を受けた者が変わった場合、この規定がなくなってしまうんで、その辺っていうのはどんな風に引き継がれて、引き継がれていくような形に制限を引き継いでいくような形にするのか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 今瀧建設水道課長。

○4番（興梠勝也議員） 占有空間につきまして長期にわたるものは現在ございませんので、短期の部分ですので引き継がれるものはないというような状況でございます。

○議長（野村祐司議員） ほかに質問あります、ほかにありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第9号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第9号の件を採決します。議案第9号、美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条例の廃止についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第15号 財産の無償貸付について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第11、議案第15号、財産の無償貸付についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

赤間商工観光交流課長。

(商工観光交流課長 赤間 昭己君 登壇)

○商工観光交流課長(赤間昭己君) 議案第15号、財産の無償貸付についての提言に、提案理由について説明いたします。議案集は43頁になります。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第15号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。1点だけちょっと確認させてください。千代田公園のトイレですけれども、これまで委託管理だったんですけどこれから工事前管理、この自前管理になるってということですか。それとも、これまでどおり町による委託管理という風になるのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 赤間商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(赤間昭己君) 千代田公園のトイレの管理についてですが、これまで、ト

イレの管理に係る浄化槽の保守点検、あるいは電気料電気料水道料については、美瑛町で負担しておりました。トイレの清掃及びトイレットペーパーの取替え等につき、トイレットペーパーの購入につきましては、拓真館側で負担しておりました。現在ですね、この従前と同じ内容にするのかちょっと協議をしているところではございますが、拓真館側にもですね、従来どおり、もしくはですね、暖房料とこれまで拓真館が負担していた部分で、暖房が電気にかわるものですから、負担が減る部分でございますので、その部分につきまして拓真館に負担していただけるか、協議をしているところでございます。以上になります。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

5番、保田議員。

○5番（保田 仁議員） 5番、保田でございます。よろしくお願ひします。無償貸付け後ですね、株式会社拓真館が大規模改修を行うということで、プロローカル10000プロジェクトですか、活用して改修を行うということなんですが、これあの令和12年度末までということで、期限があると思うん、思う、5年間という期限があると思うんですけど、これ撤退後ですね、改修した、改修にかかった費用ですとか、そういった部分の何ていうんでしょう同社が負担した部分をどのように償却するかって言うかね。町が返すとか、それから、そういった部分の規定を契約書に盛り込むとは思いますが、そこら辺のことはどういう風に考えておりますでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 赤間商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（赤間昭己君） 町が所有する建物に、民間がですね改修工事を行った場合、民間事業者ではですね工事費用を資産として会社の経理上、計上することになると思います。万一ですね撤退するとなった場合ですね、その部分の価値をですね、美瑛町に寄贈してもらうという方法を考えております。こちらにつきましては、一般的なPFIの契約がこのような内容になっておりますので、そちらのほうを参考に契約する内容で協議しているところでございます。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 5番、保田議員。

○5番（保田 仁議員） 保田です。契約書に明記されるということで、考えられると思うんですが、その改修に対して町も負担をするのか、大部分をプロジェクト、10000プロジェクトで負担するとなっておりますけども、美瑛町でも負担をするという考え方を持っているのでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 赤間商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（赤間昭己君） 拓真館が今回行う改修工事の費用で総額で4,400万円程度になります。このローカル10000プロジェクトを使うに当たりまして、町の負担、全くないという状況ではですね、ローカル10000プロジェクト適用になりませんので、町が負担する部分ございます。金額としては、美瑛町が実質、特交等を充てて後の実質負担額については、200数十万円になります。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第15号の件を採決します。議案第15号、財産の無償貸付けについての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

10時40分まで休憩といたします。

休憩宣言（午前10時27分）

再開宣言（午前10時40分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開します。

---

日程第12 議案第10号 令和7年度美瑛町一般会計補正予算（第2号）について

日程第13 議案第11号 令和7年度美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第14 議案第12号 令和7年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第12、議案第10号、令和7年度美瑛町一般会計補正予算（第2号）についての件、日程第13、議案第11号、令和7年度美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）についての件及び日程第14、議案第12号、令和7年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）についての件を一括議題といたします。

これから各議案の提案理由の説明を求めます。初めに、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第10号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、22頁から35頁までになります。

今回の補正予算の主なものは、重点対策加速化事業として小水力発電設備設計に伴う補助金の追加、拓真館改修に係る補助金の追加、まちづくり寄附の増加に伴うまちづくり寄附管理事業費の追加、物価高騰対策低所得世帯支援として秋の生活支援事業に係る補助金の追加及び財源調整などです。

はじめに議案条文を朗読し、その後、内容をご説明いたします。22頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。28頁からになります。

歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第7目地域振興費、補正額3,020万円の追加。説明欄1の(1)重点対策加速化事業は、小水力発電設備設計に伴う補助金で、1,000万円の追加。2の(1)地域活性化起業人管理事業は、企業派遣型地域活性化起業人を副業型地域活性化起業人に任用を変更することによる事業費180万円の減額。(2)拓真館改修補助事業は、国の交付金を活用した拓真館改修に係る補助金2,200万円の追加です。

第9目移住対策費、補正額80万円の追加。UIJターン新規就業支援対象者の増に伴う交付金の追加です。

第12目災害対策費、補正額18万7,000円の追加。十勝岳望岳台防災シェルター給水ポンプ場の落雷対策として警報設定器取付に伴う修繕料の追加です。

第14目諸費、補正額1億683万2,000円の追加。説明欄1の(1)まちづくり寄附管理事業は、寄附の増加に伴う事業費9,455万1,000円の追加。2の(1)過年度歳入過誤納還付金は、法人税・住民税・障害者自立支援給付費負担金等の還付金で、1,228万1,000円の追加です。なお、8月末時点までの本年度のまちづくり寄附は、8,028件、2億5,653万5,300円となっております。

第2項徴税费、第2目賦課徴収費、補正額204万6,000円の追加。ハガキ等圧着機更新による備品購入費の追加です。

30頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額900万円の追加。物価高騰対策低所得世帯支援として秋の生活支援事業に係る補助金の追加です。

第3目障害者福祉費、補正額16万5,000円の追加。法改正に伴う自立支援システム改修に係る業務委託料の追加です。

第5目いきいきセンター費、補正額20万4,000円の追加。いきいきセンターのトタン

屋根修繕料の追加です。

第6目高齢者福祉住宅費、補正額17万1,000円の追加。南町高齢者福祉住宅の外壁修繕料の追加です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目保健指導費、補正額72万6,000円の追加。健幸ポイント事業の令和8年度実施に向けた準備に伴う業務委託料の追加です。

第6目環境衛生費、補正額39万6,000円の追加。蜂駆除件数の増に伴う手数料の追加です。

第2項清掃費、第2目塵芥処理費、補正額はなく、まちづくり基金充当による財源調整です。

32頁になります。第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額610万2,000円の追加。説明欄(1)北瑛小麦の丘体験交流施設管理運営事業は、浄化槽放流ポンプ修繕料28万1,000円の追加。(2)畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業は、配分通知による補助金582万1,000円の追加です。

第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額369万3,000円の追加。送水幹線用水路に係る土地改良施設突発事故復旧事業(しろがね地区)の費用負担金の追加です。

第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額1,300万円の追加。Beコインチャージ実績見込みの増に伴う負担金の追加です。

第3目観光費、補正額360万6,000円の減額。説明欄(1)観光協会補助金は、観光協会が実施する観光スポット警備事業に対して、オーバーツーリズム対策事業補助金を観光協会が直接受領することによる補助金521万8,000円の減額。(2)オーバーツーリズム対策事業は、オーバーツーリズムシンポジウム開催に伴う事業費161万2,000円の追加。その他、事業費の財源調整です。

第7目活性化交流施設費、補正額194万5,000円の追加。会計年度任用職員1名の雇用に係る人件費の追加です。

34頁になります。第2項文化スポーツ振興費、第2目生涯学習推進費、補正額192万5,000円の追加。個人では少年野球、レスリング、空手、団体では柔道少年団、ミニバス少年団の各種種目における全国・全道大会出場に伴う補助金の追加です。

第7目保健体育施設費、補正額はなく、まちづくり基金充当による財源調整です。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額1,000万円の追加。説明欄(1)藤野第2線道路改修事業は、道路法面補修工事費用350万円の追加。(2)中宇莫別明治線道路改修事業は、道路側溝補修工事費用650万円の追加です。

第4項都市計画費、第1目公園費、補正額はなく、オーバーツーリズム対策事業補助金の確定による起債との財源調整です。

第10款教育費、第3項中学校費、第2目教育振興費、補正額25万2,000円の追加。

災害共済給付件数の増に伴う補償金の追加です。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額486万2,000円の追加。寄附金2件分、131万2,000円及び企業版ふるさと納税12件分、355万円を基金に積立てる追加です。

次に、歳入について、ご説明いたします。26頁になります。歳入。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額3,456万3,000円の追加。説明欄1の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰対策低所得世帯支援事業に伴う交付金806万3,000円の追加。2の地域経済循環創造事業交付金は、拓真館改修に伴う交付金1,650万円の追加。3の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、重点対策加速化事業に伴う交付金1,000万円の追加です。

第2目民生費補助金、補正額8万2,000円の追加。自立支援システム改修に伴う補助金の追加です。

第5目商工費補助金、補正額1,088万4,000円の減額。補助対象の精査及び補助金額の確定による減額です。

第15款道支出金、第2項道補助金、第1目総務費補助金、補正額60万円の追加。事業対象者の増に伴う交付金の追加です。

第4目農林水産業費補助金、補正額582万1,000円の追加。配分通知に伴う補助金の追加です。

第5目商工費補助金、補正額255万8,000円の追加。補助金採択に伴う追加です。

第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金、補正額486万2,000円の追加。説明欄1の寄附金は、2件分、131万2,000円の追加。2の企業版ふるさと納税寄附金は、12件分、355万円の追加です。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目基金繰入金、補正額1億690万円の追加。説明欄1の丘のまちびえいまちづくり基金繰入金は、町民プール管理運営事業及び一般廃棄物収集事業への充当による1億500万円の追加。2の人づくり育成基金繰入金は、個人、団体の各種種目における全国・全道大会出場補助金分190万円の追加です。

第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額694万6,000円の追加。なお、令和6年度の繰越金は、1億4,755万9,000円で、今回の追加補正後の繰越金計上額は、1億1,406万円で、財源留保額は、3,349万9,000円となります。

第20款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、補正額1,325万2,000円の追加。日本スポーツ振興センター補償金及びBeコインチャージ実績の増に伴う追加です。

第21款町債、第1項町債、第4目農林水産業債、補正額360万円の追加。土地改良施設突発事故復旧事業に伴う起債の追加です。

第5目商工債、補正額50万円の減額。補助金充当による起債の減額です。

第6目土木債、補正額2,110万円の追加。説明欄の道路橋梁債は、町道2路線の改修事業に伴う起債1,000万円の追加。公園債は、オーバーツーリズム対策事業補助金の減額による起債1,110万円の追加です。

次に、24頁になります。第2表債務負担行為補正です。令和8年度から事業を開始する健幸ポイント事業における事業の管理及び運營業務の委託について、本年度、公募型プロポーザル方式にて業者選定し、令和8年4月からの事業開始に向けた準備行為等を行うため追加するものです。それでは、読み上げます。

第2表債務負担行為補正。追加。事項、健幸ポイント事業（美瑛町健幸ポイント管理・運營業務）。期間、令和7年度から令和8年度まで。限度額、事業費1,147万4,000円。

次に、25頁になります。第3表地方債補正です。変更前の地方債の総額12億3,900万円から2,420万円を追加し、変更後の地方債の総額を12億6,320万円とするものです。起債の目的、変更前限度額及び変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略いたします。

第3表地方債補正。変更。緊急自然災害防止対策事業、変更前限度額6,300万円、変更後限度額7,300万円。辺地対策事業、変更前限度額4億6,710万円、変更後限度額4億7,820万円。過疎対策事業、変更前限度額4億7,600万円、変更後限度額4億7,910万円。合計、変更前限度額12億3,900万円。変更後限度額12億6,320万円。なお、起債の方法、利率及び償還の方法については、変更ありません。

23頁の第1表歳入歳出予算補正についてのご説明は省略いたします。

以上で、議案第10号のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第11号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

（水道整備室長 石崎 智大君 登壇）

○水道整備室長（石崎智大君） 議案第11号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は36頁及び37頁です。

今回の補正の内容は、本町地区浄水場のハーリンジろ過装置の排水ポンプの修繕及び五稜第1号減圧水槽の水位計の経年劣化による更新工事の追加をお願いするものでございます。

はじめに議案条文を朗読しその後補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案書は36頁です。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和7年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は37

頁です。収益的支出、支出第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正額350万円の追加です。本町地区浄水場、ハーリンジ排水ポンプの故障に伴う修繕費の追加です。

次に、資本的支出についてご説明いたします。支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正額150万円の追加です。五稜第1号減圧水槽水位計の更新に係る工事請負費の追加です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、6,038万3,000円は過年度分損益勘定留保資金6,038万3,000円で補填するものとする。

以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第12号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

才川町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 才川 育世君 登壇）

○町立病院事務局長（才川育世君） 議案第12号の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案集は38頁から42頁、40頁です。

今回の補正につきましては、物価高騰の影響を受けている医療機関などの負担軽減を目的とした光熱費及び食材料費支援金の交付決定に伴う道補助金の追加。町立病院照明設備のLED化を公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、賃貸借により実施するため予算において債務負担行為を定める必要があることから、債務負担行為の追加となります。

はじめに議案条文を朗読し、その後補正予算の内容についてご説明申し上げます。

（議案の朗読を省略する）

次に、議案集39頁の補正予算説明の収益的収入になります。収入第1款病院事業収益、第2項医業外収益、第3目道補助金、補正額146万円の追加。医療介護障害施設等物価高騰及び食材料費支援金に係る道補助金の増です。

次に、議案集40頁の債務負担行為に関する調書になります。事項限度額につきましては、改正条文で説明のとおりですので省略し、当該年度以降の支払い義務発生予定額から朗読いたします。当該年度以降の支払い義務発生予定額、期間、令和7年度から令和15年度まで、金額6,500万円。左の財源内訳、病院事業収益6,500万円。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。はじめに、3案件に関連する事項について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第10号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第10号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑を行います。議案集の28頁から31頁まで。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費から第4款衛生費までについて質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

3番、京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) 3番、京屋です。よろしくお願ひします。30頁、4款1項2目、保健指導費の健幸ポイントについてお伺いをいたします。3点ほど伺います。健幸ポイント非常にいいと思うんですけども、どのようにほかのところ、前はポイントカードでしたよね。それに、今度、これになると、ほかのところやってるのを参考にしてこれをやろうと思われたのが1点。それから、ちょっと参加登録に登録者は、スマートウォッチとアプリ等を結ぶって書いてあるんですけども、これは、本当にこのままアプリを新しくつくるのか、今回はこの予算は、準備ということなので、仕方がないと思います。最終的には非常にお金がかかる。でも、それが効果があればいいんですけども、その効果をどう見ているのか。その3点をお伺ひします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鎌田保健福祉課長。

○保健福祉課長(鎌田静香君) 健幸ポイント事業についてのご質問にお答えします。まず、ほかの例を参考にされたのかということですが、これまで平成28年から保健センターでやってきた健康マイレージ事業は、本当にアナログ方式でスタートをしてというような形でやっていたんですけども、ここ近年、こういったスマートフォンですとか、そういったものが普及してきたというところで、いろんな自治体で、スマートフォンに皆さんが持ち歩いているので、アプリをどう入れて、それをを用いることで、数が測れてとか。あと、血圧のデータを入れてとか、そういった健康データをスマートフォンで活用するという事例も増えてきていることから、自治体のほうでそれを活用し、最初にやっていたようなこの報奨があるような、動機づけに活用して町民さんの健康増進を図るといった事例がありましたので、これまですごく手作業でやっていた部分を少し効率化、機器を使うことで、効率化もできますし、データの管理もここにも、自分でできるというようなメリットがあるかなというところで、非常にお金がかかることではあるんですが、自主的な健康管理という点で、活用できるという風に判断しまして今回事業を企画したものです。

2点目、3点目のところですが、それに、先ほどのちょっと連動しますけれども、はい。スマートフォンにアプリを入れて持ち歩くで歩数を図るっていうことが一つスマートフォンがなかなか使いにくいというご高齢の方もいらっしゃると思いますので、そういった方には活動

量計といって、万歩計みたいなそういったものを貸出しをして、それがデータを送信することができて、同じようにデータ管理できるような、そういった活用も考えております。最後、あの効果のところですけども、非常にこれまでの事業費とはかけ離れたような、大きな予算をお願いするものではありませんけれども、先ほど申し上げましたような、メリットのところも、ICTといってデータのことを管理するとか、そういった部分のメリットですとか、今後、そういった電子機器も、これからますます皆さん普及して活用していくところではありますので、そういった部分をまた活用することで、1番私たちが効果として狙っているのは、運動しようとか何か取り組もうと関心のある方はよろしいんですけども、なかなか忙しくてできないとかあんまり無関心な方たちも、手軽に、こういったものを取り入れることで健康づくりに取り組んで頂いて、結果として、生活習慣病の予防ですとか、介護の予防ですとか、そういった部分で効果が出ればいいなという風に考えております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 3番、京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) 再質問を頂きました。やっぱり予防につながるということで、すごく期待を、センターさんは考えてらっしゃるんだろうなとは思いますが。ただ、スマートフォンを貸与することなので、これ200人今年度考えてって、これの200の根拠、どうでしょう。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鎌田保健福祉課長。

○保健福祉課長(鎌田静香君) 来年度4月から本格的な実施というところで、初年度の目標は、参加者登録200名ということで、目標とはしております。200名の根拠なんですけど、これまでのマイレージ事業の年間の参加者が110名程度ということで、平均するとそのぐらいの人数でしたので、まずは、その場合の200名ということで、ちょっと少なめかもしれないんですけど、目標とはしております。ただ目標を超える分には全然喜ばしいことですので、200人に甘んじて、甘んじず、もっとたくさんの方が参加していただけるように、周知ですとか、参加できるようなイベントの企画ですとか、そういったものも含めて、なるべく多くの方に、初年度と言わず、2年目、3年目、3年目には500名程度、目標としているんですけども、より早く目標、多くの方に参加していただけるように取り組んでまいりたいと思います。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) 今、課長もおっしゃってましたけど、これ周知するのが大変かなと。今までアナログですから、誰もちょっとやってもらえたのかな。私もそのポイントで脳ドック

を受けさせていただいた人間なんですけれども、スマホになりますとなかなか難しいから機械を持つっていうことは。その辺のご高齢、私も高齢者です。一応、私はスマートウォッチに見守られているんですよ。これも、まあ案外非常にいいことだと思っていますので、これ皆さんに周知することが本当に大事だと思いますので、その辺を今お答え頂きましたけど、広告等をしっかりやっていただいて、とにかく自分の健康は自分で守るんだよっていうのを皆さん分かっていたるように広告していただければいいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鎌田保健福祉課長。

○保健福祉課長(鎌田静香君) おっしゃるとおりだと思いますので、最初のこういった事業本当に初めてやることですので、最初の入り口のところでの説明会ですとか、こういった基金の活用方法ですとか、そういった部分の導入のところも、企画をして、しっかりと参加していただけるようなフォローをしていきたいという風に思っております。

○3番(京屋愛子議員) 以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 3款1項1目社会福祉総務費の、秋の生活支援事業及び同じく3款、ごめんなさい。4款1項2目保健指導員の健幸ポイント事業、2点お聞きします。まず秋の生活支援事業ですけど、これ対象世帯通知文書送付と書いているんですけど、これ何世帯分に送付する、これ900世帯ということで、900世帯に送付するっていう考え方でしょうか。それと、送料っていうのはどこに含まれていくのかなど。これ郵送だと思うんですけども、送料がどこに含まれているのかっていうのをまずお聞きします。

それと健幸ポイント事業ですけども、これスケジュールとして今年、来年セミナーやらないのかいてあるんですけども、これは次の年以降もこういう形で進めていくっていう形なんでしょうか。それと、またそうなってくると、予算もこのぐらい毎年1,200万ぐらいかかってくるのかどうかっていうのをちょっとお聞きします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鎌田保健福祉課長。

○保健福祉課長(鎌田静香君) まず1点目の秋の生活支援事業についてですが、一応900世帯、1万円ずつということでの予算となっております。お知らせを900世帯全員にということではなく、まず、こちらで把握できる対象の方には通知は送ることになっていって、こちらで把握できない、申請を頂く方には広報等の周知になりますので、まずそういった900世帯全員に送付ということではありません。

あと送料については総務費のほうで考えておりますので今後、今回の予算には計上しておりません。あともう一つ健幸ポイント事業は、4月からの分で、2,100万円ということで、初回初期環境整備のところにかかる費用がありますので、令和8年度は2,140万ほどとなっておりますけれども、それ以降のランニングコストの部分では、700万円前後かなという風に今のところを想定しております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 興柁です。これ、ごめんなさい。言い方悪かったですね。対象世帯通知文書を送付する件数をちょっと聞きたかったんですけども。それと件数をちょっとお願いしたいのと、もう一つ、Beコインの利用実績、昨年度が739世帯、申請世帯が、するとBeコインの利用実績が665万円分なんですよね。それと、やっぱり70万ほど未使用があるってということで、10%以上ちょっと未使用があるということ。Beコイン以外にやっぱり方法っていうのも、Beコイン使いにくいのかどうかってその辺も考えなければいけないのかなと思うんですけども、この辺いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鎌田保健福祉課長。

○保健福祉課長(鎌田静香君) こちら昨年度、冬の生活支援事業を参考に、今回設計させていただいているんですが、昨年、こちらで把握していて、こちらが送付した世帯については、200世帯ほどとなっておりますので、そのほかは申請頂いて交付しているというような形になりますので、おおむねその範囲ぐらいかなという風に今年も想定しております。あと、昨年度、交付した中で利用されたところなんですけども全額利用されている方と、一部利用されている方等で合わせますと、9割ぐらいは利用されているというところですので、全く100%利用というところには至っておりませんが、Beコインの活用というところでは、されているのかなという判断で、Beコインでの支給という風になっております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 4番、興柁です。いや、通知文書を送付してるのが200世帯っていうのもちょっと、把握してるのか、こんなものなんだっていう風にも驚いたんですけども、これ置いといて、今回整理だから仕方ないんで世帯っていう風になってるんですけども、これ、2人世帯と1人世帯、1人世帯やったら、1万円もうけるけど、2人夫婦だったら5,000円ずつなっちゃいますよね。補正だから仕方ないけれども、これ世帯っていうよりもやっぱり個人でっていう風な形にもものものちょっと考えて、生活支援というのを考えていただければなあと思うんですけども、この辺いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鎌田保健福祉課長。

○保健福祉課長(鎌田静香君) ご意見、承りました。今後、事業設計するときに、また検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) よろしくお願ひします。2款1項7目、地域振興費、説明欄、地域活性化起業人管理事業と、2款1項14目、諸費の過年度歳入過誤納還付金、2点について伺います。

まず1点目、地域活性化起業人管理事業ですけれども、こちらは今、美瑛町内でどれぐらいの人が、活性化起業人として、何人こういて、どのようなですね仕事をされているのかということが、まず1点。そしてもう1点が、今回企業派遣型から副業型任用変更ということになっています。それで、恐らくですね要件であるとか、働き方のなんていうのは勤務の形態が変わってくるかと思うんですけど、どのような場ですね変わったのか、その2点、まず伺います。

それと、過年度歳入過誤納還付金については、私の押さえとしては税だとか介護保険料だとか、これ還付するのになってるのかなと思って、それで、その財源というかですね、あれでいくと今回の補正は歳入歳出それぞれ1億8,890万円となってます、歳入の27頁のですね、どこに今回の還付金の原資となるですね、引当がどこになるのかな。例えば6月であれば、6月の補正のときには154万4,000円の還付金があつて、前年度繰越金が8,711万4,000円ということでその中で払ってるのかなと思ってます。今回の27頁の中で、このですね、何の還付金をどうやって、ここに予算の補正のところですね、編成したのか。その辺りについて、2点伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(高島和浩君) ただいまの活性化起業人の関係でご質問頂いたと思ひますけれども、現在、美瑛町の活性化起業人は5名ということで、それぞれ、例えばふるさと納税の事業でありますとかあと、美瑛高校のこれまで、美瑛高校の学校づくりの対する支援でありますとか、それから企業に関わる部分、それから文化芸術に関わる部分ということで活動をしていただけてます。今回のですね活性化起業人をですね、変更するという事なんですけれども企業派遣型の地域活性化起業人から副業型ということに変更という。予算上の変更ということなんですけれども、これまで企業派遣型の地域活性化起業人ということで一応任期がですね1年ごとに任期を設定しておまして、今回9月末をもって任期を満了する方がおまして、こ

の方がですね、実は美瑛高校の魅力づくりという形に取り組んで頂いた部分と、それから商工会、商工事業者なりの方ですね、企業のサポートということで、携わっていただいていたんですけども、今回の9月末の任期満了に伴いまして、美瑛高校がですね、ある程度こう、募集に関わる部分が、道のほうからこういう形で示されたという部分と、それからまたさらにですね、企業の部分についてもですね、また別の企業の方がまた商工会の活性化ということで新たにこられたという部分を加味した部分とですねそれから、ご本人さんの働く、こちらにですね活性化起業人の場合は10日間来るとというのが、一つの基準となっております、副業型であればですね、1日というか、1回来てですね3日程度滞在するということになっておりますので、この辺をですね、今後のですねにある程度美瑛高なりのこの方向性が見えた部分と、それから今後のですねお願いしたい部分と鑑みましてこれまでの10日程度の企業派遣型の活性化派遣、地域活性化起業時から副業型ということに制度を変えたということになります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 竹本行財政改革推進室長。

○行財政推進室長(竹本匡志君) えーっとですね、今回の補正なんですけれどもちょっと今回ですね繰入金を見ていただければと思うんですけども、まちづくり基金の繰入金で1億500万とあります。それは今回、町民プール等、ごみの一般収集に充ててですね、そこで一般財源を捻出しました。一般財源を使って今回の補正の過年度過誤納にも充てますし、一般財源使う部分を充当したというような形になります。ちょっと見えづらいんですけども、一般財源を捻出して、補正をしたということになります。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に議案集の32頁から35頁まで。第6款農林水産業費から第12款諸支出金までについて、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番、山本です。6款2項1目、耕地整備費ですね、の中の負担金で369万3,000円になってまして、説明の中で白金地区ということでしたけれども、これ白金ダムのパイプラインの関係だと思えます、の負担金となっております、今回、多分これ今年の春なんですけれども、パイプラインが上富良野地区、上富良野町ですか、本管が破裂してですね、その工事のための負担だと思うんですけども、ただ白金土地改良区のパイプラインというのは、3町にまたがってまして、美瑛町、上富良野町、中富良野町に渡っている、3つの町をまたがった改良ということになってまして、上富良野町町なんです、美瑛町関係

ないかとそうじゃなくて、この上富良野町から二股を通ってですね、ルベシベ地区、美瑛美馬牛地区に給水されてますので非常に重要な部分なんですけども、この部分でですね、今回工事を行われて本管なんですけども、工事の状況ですね、今どういう風になってるのか。いまだにまだ通水されてないんじゃないかなと思うんですけどその辺の状況。

それからもう1点ですけども、この負担ですね、美瑛町の場合は369万3,000円でしたけれども、3町で分担してるという部分と、それから国・道がですねどのぐらいの負担割合になっているのかですね。それから工事の内容ですね、先ほど申し上げましたけども、まだ通水してないとするのであればですね、もう半年近くかかっているという状況ですけども、なぜこんなに時間がかかっているのか、その辺について三つ伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 平間農林課長。

○農林課長(平間克哉君) 今回の補正につきましては、議員おっしゃるとおりですね、白金地区、白金土地改良区からですね、行っておりますあと、畑地灌がい用のパイプラインの破損でございます。場所につきましては上富良野町の西11線というところの部分でございますけれども、これについてはパイプラインでですね送水のパイプラインがそこを通りながら、一部ですね美瑛のほうにもですね送水管を使って配水をしているという状況でございます。これですね4月の20日にですねパイプラインの破損が発見されまして、工事をそこから行っておりますけれども、工事につきましてはまだ現状も続いてございます。というのもですね長くかかる原因としましては、部品がですね、特別パイプラインの部品が破損分の部品が特別なもの、特注のものであり、そのですね作成にかなり時間を要するというので、現在もですね工事は続いておりますが、ただですね、送水をですね、やめるわけにはいかないということがありますので、一時的な応急措置として応急工事を行いまして、その破損部分にバイパスを通しまして、現在ですね送水を行っているのので、送水についてはですね現在行われているという状況を確認しております。

あと工事のですね状況は以上のとおりなんですけれども、負担につきましては今回ですね工事費、先ほど言いました、復旧工事にかかる費用とですね、応急処置をですね、バイパスを通すための応急処置の大きい工事の経費がでございます。それを合わせまして2,500万ほどになりまして、その中でですね全体の2500万に対しまして、まず国庫負担が55%、その中であと道の負担が21%ということになりまして、残りのですね24%につきましては、美瑛町及び上富良野中富良野の当該3町でですね、負担をしてございます。この負担がですね約608万円ほどですね市町村3町の負担がございまして、その負担をですね3町のこれまでですね、対被面積、白金地区の面積比率に応じました町の負担額割合におきまして、今回、3町でですね25%分の負担を割ったものが、今回の369万3,000円の町の計上の負担とい

うことになってございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番、山本です。今回のこの補修ですけれども、実態ですねこれ、この上富良野地区なんですけれどもこのFRP間で1,450ミリ、1メートル45のパイプ形なんですけれども、これがですね今回で多分3回目だと思うんですね。2回か3回目なんです、破裂してるのが。これが度々こんなことが起きてきているということで、白金ダムの通水が始まってから平成15年からですが20数年たってんですけども、耐用年数で40年とか50年と言われてたものですね、もう20年ぐらいでこのような状況になっているということで、非常に困ったような状況でして、今農業者の方々もですね今年もそうですけれども干ばつ、それから高温等でですね、灌水等が必要なような状況になりつつありまして、今後、水の使用量が非常に増えるような状況で春に、この今パイプが駄目になって今バイパス工事を行っているということを言ってますけれども、このような状況じゃ困るということですので、それから管の調達についても受注ということですので、半年も待ってたんではこれ間に合わないということになりますので、今後やっぱり町としてもですね部材の確保ですね。ある程度、事前にこういう応急処置がすぐできるような体制を整える必要があるんじゃないかと思うんですがその辺についていかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 平間農林課長。

○農林課長(平間克哉君) 近年ですねやはりですね高温障害だとか、あと干ばつ傾向になるということが全然続いておりまして、やはりその中でですね畑作のですね生産をですね確保していくということの中ではですね、畑地干害の重要性というのはかなり大きくなってきているという風には感じてございます。その中でですね今回ですね1,350ミリという送水管がですね、割れたということでやっておりますけれども、この部分、先ほど申しましたとおりですね特別なですね部材を用意してそれを使っているということでの工事期間の長さということなんですけれども、これにつきましてはですね白金土地改良区等ほうともですね3町含めては、今後ですね話をしていかなきゃいけないんですけども、やはり、こういう状況の中で迅速な対応をですねなるべく農業者に負担をかけない農業者のですね、利益を損なわないようなですね対応していくということがですね、重要かと思っておりますので、その辺につきましては今後ですね、改良区そして中富良野、上富良野の3町の中で協議を進めながらですね、迅速な対応をどうやって図っていくのかということですね、検討してまいりたいという風に感じております。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 12番、山本議員。

○12番（山本賢一議員） 12番、山本です。再度町長に伺いたいんですけども、今回こういうような事態になってるということですので、ぜひともですね上富良野町、中富良野町の町長ともですねこれ連携とれるような体制をとってほしいんですね。とにかくこれ半年間、例えば通水できないとか、水が来ないということになりますと、本当に大きな影響出ます。農産物の生産に大きな影響出ますので、この辺と協議改良も含めてそうなんですけども、十分協議した上でですね、今後こういうことが起きててもですね例えば1か月ぐらいの工事で通水できるような体制を整えてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 今のご議論の中で出ておりますとおり、白金土地改良区は美瑛町、上富良野町、中富良野町、3町で構成しておりますので、当然常に密なる連携をとっていることは言うまでもございません。今回もこの事故発生を受けまして、私どもと上富、中富との首長間でも意見交換をし、また、白金土地改良区自体もこの3町回って説明等を行ってきたところがございます。今回のそういう意味では引き続き、この3町の連携、情報共有、体制というものは、よりしっかりしたものにしてまいりました。この貴重なパイプラインの事業を推進していく体制を整えてまいりたいと考えております。今回の破損事故、今出ておりました特殊なパイプを使っているというところが一つ長引いてる要因になっておりまして、この面で土地改良区白金土地改良区が、今先ほどのご質問出ました、予備費、予備として在庫としてパイプをあらかじめ購入できないかということをお国のほうと相談していると。で、そのときの国の回答が、今現に使うものじゃない、備えのために持っておくものに対しては国庫支出しないという回答でございました。そのことを受けまして、私どもも今土地改良区と相談いたしまして、そうではなくて、先ほど山本議員ご指摘いたしており、常にすぐにでも対処できる体制をとるのが、農業のためであるという視点から国に対して要望活動していこうというような話も今、現に進めているところでございます。3町の農業の振興のために、さらに3町連携した取組を強めてまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認め、次に。

（「はい」の声）

ごめんなさい。4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） 興柁です。7款2項2目、生涯学習推進費の中で、各種大会派遣事業ですけど、ちょっと昨日の一般質問の中でも話したときに、たしか中体連は教育委員会、あとは少年団は町のほうで出すっていう風に答弁があったと思うんですけど、今回商工費の中に全部丸め見込まれてるんで、これ教育費とすみ分けしなきゃいけないんじゃないかと思うん

ですけど、これ丸め見込んで理由っていうのは何でしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 才川文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長(才川健一君) 今回の全国大会の助成事業につきましては、確かに中体連の部分につきましては、こちらの補正には含まれてございません。中体連の部分の大会の支出の経費につきましては、教育費から支出するという形になってございますけども、そちらにつきましては既に支出のほうが終わっている形になってますので、こちらは、教育委員会からお答えさせていただきます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鈴木管理課長。

○教育委員会管理課長(鈴木 誠君) 今回の柔道の全道大会全国大会の派遣の補助金につきましては、予備費のほうを充当させていただきまして支出を進めているというところでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 4番、興柁です。いや、予備費っていうのは、いつの議会のときに。私が見過ごしてたんですかね。予備費ってのはどこで出てたんでしょうか。

○議長(野村祐司議員) 休憩します。

休憩宣言(午前11時34分)

再開宣言(午前11時35分)

○議長(野村祐司議員) 再開します。

(「はい」の声)

柴田総務課長補佐。

○総務課長補佐(柴田崇史君) 予備費の充用につきましては、議会の議決通を経ないですね、流用と同じような形で、町長決裁の上、予算の計上をさせていただきまして、最終的には、決算書上で、予備費の充用した内訳をですね、決算書上で諮らせていただくような形になっております。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次、議案集の26頁及び27頁、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の22頁から25頁まで。令和7年度美瑛町一般会計補正予算（第2号）の条文第1表歳入歳出予算補正、第2表債務負担行為及び負担行為補正及び第3表地方債補正について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。これで議案第10号について質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑を行います。議案集の36頁及び37頁。令和7年度美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。失礼しました。これで議案第11号についての質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑を行います。議案集の38頁から40頁まで。令和7年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）の条文並びに補正予算説明及び債務負担行為に関する調書、全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

3番、京屋議員。

○3番（京屋愛子議員） お願いします。今回、リースでLEDをすると、蛍光灯はもう今後なくなるということで、LED明るいんですね。今、病院くらいで、いいかなと思っていますけど、これをリースにした根拠ですね、これをぜひ聞かせていただくことと。それから電気代が削減ができること、どのくらい削減できるのか。その辺をお聞かせください。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 才川町立病院事務局長。

○町立病院事務局長（才川育世君） ご質問頂きましたなぜリースかというところと、削減効果、削減額というところかと思えます。なぜリースかっていうところなんですけども、リース全般のメリットとして、初期、一時的な支払いではなく、初期費用が抑えられるというところと、あとは複数年でお支払いをするというところで費用の平準化が図られるというところが一般的なところかと思えます。今回の病院の照明器具のLED化というところに特化して申し上げますと、委員おっしゃられたとおり、現行の蛍光灯が、2027年末には製造と輸出入が禁止されることが決まっております、そういった経過もありまして、自治体を対象としたLEDリースを利用したLED化の提案の設置の提案ですとか、またその自治体に限らず、自治体民間企業等問わず、一般に企業に対して、LED化のリースの設置の提案というものがあつたり、多数いろんな事業者が出ております。その中でリースの形態のほうも、多種ありまし

て、一般的にはその工事、初期費用ですね、工事と、照明器具に係る設置、整備を含めたもので、リースをするものと、あとは初期費用、工事の部分の初期費用を受注者側が負担し、リースの照明器具の部分は、部分に対してリースを行う。ものの契約があったり、多種多様なものがあり、またそのリースが終了した後についても、照明器具にの部分の所有権が無償譲渡されるといったものもあり、その中で、より費用を抑えられるものが選択肢がたくさんあるというところが今回の利点かなという風に思っております。その中で、今回提案しました6,500万なんですけども、年度としては令和7年度から15年度の9年度分の計上となっておりますが、その中で、準備行為等を含めまして、実質のリースの期間としては7年間、84か月を想定しております。令和8年度の年度の途中から15年度の途中までの84か月を想定しております。で、6,500万を単純に84か月で割りますと、一月当たり77万4,000円ほどになります。これがリース代に当たる部分になるんですが、年3条の一月の電気代、電気照明に係る電気代が、113万2,000円ほどになります。で、LEDに転換した後の試算上の電気代につきましては、30万2,000円ほどになります。削減率で言いますと、この数字ですと、73%ほど削減となります。一般的にLEDに切替えたときに大体70%から75%ぐらいの間で削減になるかと思われまます。この削減後の30万2,000円に先ほど申し上げた、77万4,000円足しますと107万6,000円ほどになりまして、今までの電気料の負担の中で、リース代も含めて賄えるような試算になっておりまして、差引きでこれで差引きしてもなお、5万5,880円ほどリース代を払って、マイナスが出るというような試算になります。で、7年間、リースが終わった後であればこの今のリース代の部分が、その分、削減の金額として加算されますので、リース終了後に、の試算としては一月当たり約83万ほど削減できるかなという風に思います。電気料金の体系契約の料金の体系が変わらないという前提でのお答えにはなりますが、現在のところそのように試算をしております。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 6番、青田です。どうぞよろしく申し上げます。今のまたリースなんですけれども、やはり長期にわたってやっていくということでこれ、恐らく行財政改革の一環でですねいろいろこう組立ててるような話なのかなと思うんですけれども、全庁的にこれからこういうような長期にわたる長期というか数年にわたってのリースだとかそういうのっていうのは出てくる可能性があるのか。これ町立病院というよりは、行財政改革のほうにちょっと聞きたいんですけれども、やっぱりいろいろリース契約のメリットもあるんですけども、やはりこう、きちんと引当というか財源があって、あれやれるもんだったらやったほうがいいのかなって思うはやっぱり私はあるんですよね。債務負担行為っていうのは長期にやっぱり渡

るもんだから、その時の政権がこうやったとしても、次のときにもしかしたらね、ああ何でこんなことやったっていうのはあるかもしれないし、やっぱそのリースっていうのはやっぱりこう、メリットもあればデメリットもあるんで、その辺りについて、恐らく、行財政改革推進室を中心にいろいろこう、町内のことを考えてやってるかと思うんですけどそのメリット、デメリット。なかなかこう、導入するっていうのは、新しいなって思っていていいことなんだけども新しいさについてどのような考えを持って導入しているのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 青田議員。今回、町立病院事務、この会計に。

○6番（青田知史議員） そうです。そうです。それに含めての、関連しての。そうですね。

○議長（野村祐司議員） 非常にちょっとグレーになるんだけど。

○6番（青田知史議員） ちょっとそしたら変えます、はい。

それですね、リースの契約について、今回こうあるんですけども、町と一般会計も特別会計も町立病院も公会計も一緒なんですけども、やはり理由があって導入したと思います。メリット、デメリット、それは町立病院としてまずどうお考えか伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 才川町立病院事務局長。

○町立病院事務局長（才川育世君） リースの導入に当たっての病院の考え方というところの回答になろうかと思いますが、町の公共施設全体のLEDのLED化の計画につきましては、町のまちづくり推進課の中の未来創造室の中で、所管として、その中の一つの施設として、町立病院も当然含まれております。その中で、病院に今回関しましては、非常に他の公共施設と比較しましても、面積が大きく、また、使っている蛍光灯の数も、桁が違いますので、どの方法が一番費用をかけずにという部分も含めながら、おっしゃってたようなリースのメリットデメリットも当然あるかと思うんですけども、総体の金額の部分ですとか、やはり入れることは決まっておりますので、病院の状況はよくご存じかと思うんですけども、病院に関しては、できるだけ1年でも、1か月でも早く導入をして、早くその削減効果で何とかその費用の捻出を抑えたいということが病院としての考えでもその考えを持って、主管であるまちづくり推進課のほうの協議をし、最終的には当然理事者協議を踏まえ、今回の提案に至ったというところでございます。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 答弁頂きます。その中で、やはり町のほうの何とか担当部局ともいろいろこう話はあったかと思うんですけども、これからこういうのが増えていくのかどうかですねその辺りについて、債務負担行為ってやっぱりこれからの将来にわたっての話になるもん

ですから、そこについてですねどうお考えなのか。これは担当部局どちらかになるか分かりませんが、全庁的なところでですねちょっと考えているのか増えていく可能性があるのかなとその辺りについて、お聞かせ頂きたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 竹本行財政改革推進室長。訂正します。新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 債務負担行為の考え方でございます。今回もですね町立病院のLED化それから先ほどのですね、健幸ポイント事業こちら債務負担行為ということです。債務負担行為のメリットデメリット等もあるとは思いますが、債務負担行為を事前に取り債務、担保して、例えば年度当初からもう4月1日からすぐに事業がスタートできるというメリットも当然でございますし、あと病院のLED化等ですね、負担のですね平準化という部分もメリットとしてございます。その辺ですね、きちんとメリットの部分それから、その反面、デメリットの部分も、少なからず当然あるという風に思いますので、その辺その事業ごとにはですねきちんと評価、検証してですね、何が、一番手法としてですね、最適なのかというところで都度都度判断をしていくという考えになってこようかなという風に思ってます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。そうするとリースこれから増えてくると思うんですけどそうなったときに、例えば入札については入札の規約規定とかなんかそういうのあるかと思うんですけど、リースについては、例えば相見積りをとるのかどういような形でリース契約するのは導入されるような運びになるのか、町のほうとしてどういう風に考えてるのか、そういうせなんか何ていうかな、要綱なり規定なりがあるのか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 基本的にはやはりプロポーザルという形が主になってくるという風に思います。プロポーザルについてはその事業ですね。特殊性的な特殊性もございますので、その都度都度ですね、きちんとプロポーザルの要綱等を定めて、その事業に合った形で進めていくと。手続を進めていくということになろうかという風に思います。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第12号についての質疑を終わります。これで3案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、初めに議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第10号について討論を終わります。

次に、議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第11号についての討論を終わります。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第12号についての討論を終わります。

これから日程第2、12、議案第10号の件を採決します。議案第10号、令和7年度美瑛町一般会計補正予算(第2号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第13、議案第11号の件を採決します。議案第11号、令和7年度美瑛町水道事業会計補正予算(第3号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第12号の件を採決します。

議案第12号、令和7年度美瑛町立病院事務会計失礼しました。美瑛町立病院事業会計補正予算(第1号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩といたします。

休憩宣言(午前11時51分)

再開宣言(午後1時00分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に続き、会議を再開いたします。

---

日程第15 議案第13号 請負契約の締結について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第15、議案第13号、請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

赤間商工観光交流課長。

(商工観光交流課長 赤間 昭己君 登壇)

○商工観光交流課長(赤間昭己君) それでは、議案第13号の提案理由を説明いたします。議案集は41頁になります。議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第13号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 6番、青田でございます。よろしくお願いいたします。その他のところで地方自治法施行令、施行令第167条の2の第1項第2号に随意契約となっていて、これはホームページ見たら本町の場合きちんと随意契約になった理由だとかはね、きちんと明らかになって、それでコメントというかそういう解説みたいのも書いてるんだけど、今回はこの事業者さんにおいては、システム構築だとかそういうのに対しての、きちんとこうやってるところで、ほかにそういう契約する相手がないから、契約することが難しいから随意契約になってるということに理解してよいか。随意契約になった理由をですねここで改めてちょっとご説明頂ければと思います。お願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 赤間商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(赤間昭己君) 当該事業者につきましては、令和5年度から、本町内におきまして、混雑状況可視化システムの設置の施工事業者になります。今回ですね新たに混雑状況の可視化カメラ8か所と侵入検知カメラ、3か所を設置するものでございますが、既存のシステムに統合する必要があり、専門的な技術を必要とするものでございます。このような経過から、当事業者を選定したものでございます。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第13号の件を採決します。議案第13号、請負契約の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第14号 財産の取得について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第16議案第14号財産の取得についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第14号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、42頁になります。

今回の財産の取得につきましては、令和8年4月1日の供用開始に向けて整備事業を進めております、東部地区コミュニティ施設の農畜産物加工室等に要する備品一式を取得するものです。9月3日に入札を執行し、仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

参考資料として、取得目的、規格・形式・納期、その他入札指名業者名等を載せております。朗読は、省略いたします。

以上で、議案第14号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「はい」の声)

4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) いや、大したことじゃないんですけど、これ施設の中で、食品の加工の中で、みそをつくることはできませんって書いてあるけど、ここ朗根内って名物、山里みそが名物のところなんで、何でみそを入れなかったのかなっていうのはちょっと疑問だったんですいません。お願いします。

(議案の朗読を省略する)

○議長(野村祐司議員) 餌取総務課長補佐。

○総務課長補佐(餌取 良君) こちらの加工室で加工予定の食品等につきましては、地域の皆さまとこれまで協議等を重ねながら、加工食品の選定のほうを進めさせていただいております。また、トマトのピューレなどの一次加工などを行う機器等、導入予定となっておりますが、

その協議の過程の中でみそについては、みのりの設備のほうを使って確保するというような形で協議の中でこの機種選定に至ったところです。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

これから討論をおこないます。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第16、議案第14号の件を採決します。議案第14号、財産の取得についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第16号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第17、議案第16号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第16号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、45頁、新旧対照表は、別冊資料の26頁になります。

今回の規約変更につきましては、令和7年3月31日付けで江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことにより、北海道市町村総合事務組合から脱退することに伴い、規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法の規定に基づき構成町である本町における議会の議決をお願いするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

なお、別冊資料の26頁の新旧対照表のご説明は、省略いたします。

以上で、議案第16号の提案理由のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第16号の件を採決します。議案第16号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第16号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第17号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第18、議案第17号、北海道市町村職員退職手当金組合規約の変更についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第17号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、46頁、新旧対照表は、別冊資料の27頁になります。

今回の規約変更につきましては、前議案同様、令和7年3月31日付けで江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことにより、北海道市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法の規定に基づき構成町である本町における議会の議決をお願いするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

なお、別冊資料の27頁の新旧対照表のご説明は、省略いたします。

以上で、議案第17号の提案理由のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第18、議案第17号の件を採決します。議案第17号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第17号の件は、件は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第18号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第19、議案第18号北海道市町村議会議員公務災害補償等木屋組合理約の変更についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第18号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、47頁、新旧対照表は、別冊資料の28頁になります。

今回の規約変更につきましては、前2議案同様、令和7年3月31日付けで江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことにより、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から脱退することに伴い、規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法の規定に基づき構成町である本町における議会の議決をお願いするものです。

□ それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

□ なお、別冊資料の28頁の新旧対照表のご説明は、省略いたします。

以上で、議案第18号の提案理由のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第18号の件を採決します。議案第18号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約規約の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第18号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第19号 教育委員会教育長の任命について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第20、議案第19号、教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 議案第19号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案書は48頁になります。朗読をいたします。

（議案の朗読を省略する）

鈴木薫氏におかれましては、38年間、上川、宗谷管内の小中学校の教諭として勤務をされ、この間、明德小中学校、小中学校校長や美瑛中学校校長などを歴任されました。現在、学校教育管理官として、美瑛町教育委員会に勤務されております。

9月30日で鈴木貴久氏が任期満了となることから、鈴木薫氏を教育委員会教育長として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。次は、討論であります。省略したいと思います。ご異議ありますか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第20、議案第19号の件を採決します。議案第19号、教育委員会教育長の任命についての件を同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第19号の件は同意することに決定いたしました。

---

日程第21 議案第20号 教育委員会委員の任命について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第21、議案第20号、教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 議案第20号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案書は49頁になります。朗読をいたします。

（議案の朗読を省略する）

小杉氏におかれましては、平成29年10月から教育委員会委員として務められ、現在2期目でございます。9月30日で任期満了となりますので、小杉氏の教育委員会委員の再任につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。次は討論であります。省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第20号の件を採決します。議案第20号、教育委員会委員の任命についての件を同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第20号の件は同意することに決定をいたしました。

---

日程第22 認定第1号 令和6年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第2号 令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第3号 令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定第4号 令和6年度美瑛町水道事業会計決算の認定について

日程第26 認定第5号 令和6年度美瑛町公共下水道事業会計決算の認定について

日程第27 認定第6号 令和6年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定について

○議長（野村祐司議員） 日程第22、認定第1号、令和6年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第23、認定第2号、令和6年度美瑛町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第24、認定第3号、令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第25、認定第4号、令和6年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件、日程第26、認定第5号、令和6年度美瑛町公共下水道事業会計決算の認定についての件、日程第27、認定第6号、令和6年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定についての件及び日程第28、認定第7号、令和6年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題といたします。

これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、認定第1号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 認定第1号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、50頁になります。地方自治法の規定により、令和6年度の美瑛町一般会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものです。

はじめに、議案を朗読し、その後、別冊の令和6年度美瑛町各会計決算書及び令和6年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により、ご説明いたします。それでは、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別冊の令和6年度美瑛町各会計決算書により、ご説明いたします。歳入歳出決算書の歳入、歳出それぞれ合計額のみ申し上げます。歳入からになります。決算書の3頁及び4頁になります。歳入合計、予算現額129億2,172万9,000円、調定額125億7,078万7,347円、収入済額125億5,575万5,640円、不納欠損額20万6,907円、収入未済額1,482万4,800円、予算現額と収入済額との比較3億6,597万3,360円の減。

次に、歳出になります。7頁及び8頁になります。歳出合計、予算現額129億2,172万9,000円、支出済額124億335万5,684円、翌年度繰越額3億6,157万8,000円、不用額1億5,679万5,316円、予算現額と支出済額との比較5億1,837万3,316円、歳入歳出差引残額1億5,239万9,956円。

9頁以降の歳入歳出決算事項別明細書から183頁の充用内訳までのご説明は、省略いたし

ます。

184頁になります。令和6年度一般会計実質収支に関する調書です。区分、金額の順に読み上げます。1、歳入総額125億5,575万5,640円。2、歳出総額124億335万5,684円。3、歳入歳出差引額1億5,239万9,956円。4、翌年度へ繰り越すべき財源。(1)継続費通次繰越額0円、(2)繰越明許費繰越額484万1,000円、(3)事故繰越し繰越額0円、計484万1,000円。5、実質収支額1億4,755万8,956円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円です。

次頁以降の財産に関する調書のご説明は、省略いたします。

次に、別冊の令和6年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により、ご説明いたします。

報告書の1頁からになります。令和6年度美瑛町一般会計決算に係る行政報告。地方自治法第233条第5項の規定により、令和6年度における主要な施策とその成果について報告します。1、総括。以下、抜粋のうえ朗読し、ご説明に代えさせていただきます。5行省略し、6行目からになります。本町の財政状況については、公債費の推移を見据えつつも必要となる事業の実施のために地方債の発行を行った結果、年度末の地方債残高は103億1,500万円となり、臨時財政対策債 総額23億4,300万円を除いた実質的な地方債残高が79億7,200万円となり、前年度対比9,700万円の減となりました。

また、基金については、備荒資金組合超過納付金と合わせ、土地開発基金を除いた基金の総額は、対前年度比2,400万円増の40億9,400万円となりました。今後も堅実な財政運営を取り進め、物価等の高騰対策の実施など緊急的な財政対応ができるよう備えつつ、まちづくりにおける貴重な財源として基金を活用し、安定した財政基盤を引き続き維持できるよう努めてまいります。

令和6年度の主な地域振興については、総務省の地域活性化起業人制度の活用により、都市部の企業から社員を派遣いただき、豊富な経験や知見、人脈をいかした支援を享受することで、美瑛高校の魅力の向上、また、ふるさと納税のマーケティングや返礼品開発による、寄附額が大きく伸びた結果となる等、様々な面で成果がもたらされています。

今後も活性化起業人に限らず、様々な人材からの支援をいただきながら、効果的かつ積極的な施策に取り組むことで、持続的かつ発展的なまちづくりを推進してまいります。

町民のシビックプライドの醸成、さらに当町の豊かな自然や農畜産物、伝統文化といった地域ブランドの認知度を一層向上させること等を目的とし、町の魅力を統一的かつ継続的に町内外へ発信するため、丘のまちびえいのコミュニケーションマークを作製しました。

地域脱炭素施策として、令和6年度より各家庭において発電された電気の自家消費促進や地域資源である木材の循環利用に資する取組を推進するため、太陽光発電設備・家庭用蓄電池設備や 木質燃料ストーブ導入に係る費用の一部助成事業を開始しました。

この他にも再生可能エネルギーの地産地消や温室効果ガス削減による地球温暖化対策を進めることを目的に、美瑛町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定しました。以下、10行省略します。

農業振興では、燃料費、生産資材費等の高騰により農業経営を圧迫する事態が続いていることから、引き続き物価高騰対策として生産費等の支援措置を実施しました。また、地域おこし協力隊制度を活用し、農業の第三者継承を目的とした担い手対策を実施しました。以下、2行省略します。

畜産振興では、依然として続く生乳生産抑制や飼料価格高騰に対する支援事業を実施しました。以下、4行省略します。

林業の振興では、森林環境譲与税を活用し、森林整備への補助や高性能林業機械等の導入支援を行い、林業事業者の担い手対策に取り組みました。

商工業の振興では、起業支援事業や中小企業者等SDGs推進事業を軸に商工事業者に対して支援を行うとともに、美瑛町空き店舗対策検討委員会を設置し、商店街地域における空き店舗について対策検討を進めてまいりました。

電子地域通貨運営事業においては、物価高支援20%チャージキャンペーンや、5%チャージキャンペーンによるチャージ促進のほか、イベント時に相談窓口を開設するなど、Beコインが日常において御利用いただけるよう取組を進めました。

観光振興では、青い池駐車場トイレ新設、セブンスターの木駐車場改修など、オーバーツーリズム対策に取り組みました。

また、富良野美瑛広域観光推進協議会、大雪カムイミンタラDMOなど広域観光における連携を進め、観光入込数は268万6千人となり、過去最高の入込数となりました。

社会福祉では、交通弱者に対するハイヤー料金助成、高齢者・障がい者への福祉サービスの提供など、各種福祉サービスの充実に努めました。

長引く物価高の影響を受けた低所得世帯や子育て世帯を支援するため、国の交付金制度を活用し2度の臨時特別給付金を支給するとともに、増嵩する冬期間の生活費の一部をBeコインとして付与するなど、町民の安定した暮らしが守られるよう各種給付金事業を実施しました。

また、医療、介護、障がい福祉、児童福祉施設等に社会福祉施設等支援金を支給することにより、事業者の経済的負担軽減と安定的な福祉サービスの提供に結びました。以下、7行省略します。

道路網の整備では、町道旭美瑛線道路改良舗装事業を始め、改良舗装事業等9路線のほか、道路維持補修事業、交通安全対策事業及び除排雪対策事業を実施し、交通の安全確保と日常生活における利便性の向上を図りました。

町民や観光客等の交流の場である公園については、憩ヶ森公園の整備を推進するとともに、

快適に利用できる施設の適正な管理に努め、公園利用の活性化を図りました。

学校教育では、グローバル化や情報技術の発展、日々変動する社会情勢を背景に、子どもたちが自らの力で未来を切り開いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努めました。

また、乳幼児期から小学校、さらに中学校、高校へと切れ目のない支援を行うため、保健福祉課を始め、幼稚園、保育園、美瑛高校とも連携をしながら、成長を見守り支援できる体制づくりに取り組みました。以下、12行省略します。

令和6年度末における財政指標は、経常収支比率が86.8%となり、一部事務組合や公営企業会計などに対する元利償還金への繰出金なども含めた実質公債費比率は13.6%となりました。

今後も安定した財政運営を行える状況ですが、依然としてエネルギー・食料価格、人件費が高騰し、財政の硬直化が進むリスクに直面している状況が続いています。

町民の皆さまのかけがえのない暮らしを守りながら、将来にわたって効果的かつ効率的な行政サービスを提供していくため、全ての施策について、費用対効果や受益と負担のバランス等を見ながら迅速かつ的確な町政運営を進めていきます。以下、5頁から64頁までのご説明は、省略いたします。

以上で、認定第1号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、日程第2号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鎌田保健福祉課長。

（保健福祉課長 鎌田 静香君 登壇）

○保健福祉課長（鎌田静香君） 認定第2号についてご説明させていただきます。議案集につきましては、51頁になります。

認定第2号につきましては、令和6年度の美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算書の認定をお願いするものです。

はじめに議案条文を朗読し、その後、決算書と決算に係る行政報告書により説明させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊の美瑛町各会計決算書の192頁、193頁になります。歳入歳出決算書の歳入歳出とも合計額のみ申し上げます。収入では、歳入合計、予算現額1億861万5,000円。調定額1億861万2,030円。収入済額1億861万2,030円。不納欠損額0円。収入未済額0円。予算現額と収入済額との比較は2,970円の減額です。

歳出では、歳出合計、予算現額1億861万5,000円。支出済額1億860万9,150

円。翌年度繰越し額0円。不用額5,850円。予算現額と支出済額との比較は5,850円です。歳入歳出差引き残額2,880円です。以下、事項別明細書につきましては省略させていただきます。

次に、198頁になります。実質収支に関する調書です。各項目とも区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額1億861万2,030円。2、歳出総額1億860万9,150円。3、歳入歳出差引き額2,880円。4、翌年度へ繰り越すべき財源は0円。5、実質収支額2,880円。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2第1項の規定による基金繰入れ額は0円。下記の財産に関する調書については省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告の65頁になります。朗読をもちまして説明とさせていただきます。9、令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計決算に係る行政報告。3行目からになります。美瑛町老人保健施設ほの香は、寝たきりや認知症など介護を必要とする方々の増加に対応し、介護認定された方々にふさわしい看護介護や機能訓練を提供する施設として事業を展開しております。要介護高齢者にとってふさわしい生活の場は、住み慣れた家庭であり、家庭への復帰を目指すため、その自立を支援しながら、必要なケアとサービスを提供してきました。指定管理者による施設運営を行い、指定管理者自らの発想を運営に生かした介護サービスを提供するとともに、介護の現場で柔軟な対応ができる体制づくりに努めました。

歳入歳出決算では、歳入総額1億861万2,000円に対し、歳出総額は、1億860万9,000円で、差引き3,000円の繰越しとなりました。以下、歳入歳出につきましては省略させていただきます。以上で、認定第2号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、認定第3号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

（水道整備室長 石崎 智大君 登壇）

○水道整備室長（石崎智大君） 認定第3号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は、52頁です。令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

はじめに議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書は199頁及び200頁です。歳入歳出決算書について、合計欄のみ申し上げます。歳入予算現額2,913万7,000円、調定額2,929万2,325円、収入済額2,929万2,325円、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。予算現額と収入済額との比較は15万

5, 325円の増でございます。歳出予算現額2, 913万7, 000円差、支出済額2, 711万1, 349円。翌年度繰越し額0円、不用額202万5, 651円。予算現額と支出済額との比較は202万5, 651円でございます。歳入歳出差引き残額は2, 218万976円でございます。

201頁から206頁の事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、決算書207頁、実質収支に関する調書でございます。区分金額の順に申し上げます。

1、歳入総額2, 929万2, 325円。2、歳出総額2, 711万1, 349円。3、歳入歳出差引き額218万976円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額218万976円。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による、基金繰入額0円でございます。

208頁の財産に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊資料の決算に係る行政報告書の67頁について、朗読をもって説明とさせていただきます。令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計決算に係る行政報告。地方自治法第233条第5項の規定により、令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計の決算について下記のとおり報告します。美瑛町白金泉源事業は、本町における観光の大きな魅力の一つである白金エリアの宿泊施設等に天然温泉かけ流し100%の安定供給するため、遠方監視を可能とするスマートメーターを導入し、日常点検とあわせて、施設の異常を早期に発見し、必要な設備の修繕等を実施することで、1年を通じて必要な医療の確保に努めてまいりました。

歳入歳出決算では、歳入総額2, 929万2, 000円に対し、歳出総額2, 711万1, 000円で、差引き218万1, 000円の繰越しとなりました。以下、1歳入、2歳出につきましては朗読を省略させていただきます。

以上で認定第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 室長そのままいてください。

次、認定第4号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

○水道整備室長（石崎智大君） 認定第4号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は53頁です。令和6年度美瑛町水道事業会計決算の認定をお願いするものでございます。

初めに議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書は209頁です。令和6年度美瑛町水道事業会計決算報告書の1、収益的収入及び支出につきまして、水道事業収益及び水道事業費用の欄のみ申し上げます。収入。第1款水道事業収益、当初予算

額3億547万4,000円、補正予算額83万4,000円の追加、合計3億630万8,000円、決算額3億585万115円。予算額に比べ、決算額の増減45万7,885円の減。

支出。第1款水道事業費用、当初予算額3億547万4,000円、補正予算額83万4,000円の追加、合計3億630万8,000円。決算額3億487万6,528円、不用額143万1,472円。

次に、210頁です。2、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入及び資本的支出の欄のみ申し上げます。収入。第1款資本的収入、当初予算額4,611万9,000円、補正予算額881万5,000円の減額、合計3,730万4,000円、決算額3,730万2,682円。予算額に比べ決算額の増減、1,318円の減。

支出。第1款資本的支出、当初予算額2億8,620万7,000円、補正予算額1,536万6,000円の減額、合計2億7,084万1,000円。決算額2億5,033万3,924円、不用額2,050万7,076円。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,303万1,242円は、当年度消費税資本的収支書調整額637万5,025円、過年度分損益勘定留保資金2億665万6,217円で補填した。

以下、財務諸表及び、決算附属書類等につきましては、説明を省略させていただきます。

次に別冊の決算に係る行政報告書69頁について、朗読をもってご説明とさせていただきます。令和6年度美瑛町水道事業会計決算に係る行政報告。地方公営企業法第30条第6項の規定により、令和6年度美瑛町水道事業会計決算について下記のとおり報告します。

1、総括事項、美瑛町水道事業は、年間有収水量が103万4,386立方メートル。配水量に占める主有収率が83.6%となり、町民の豊かで快適な日常生活や産業活動を支えるため、安定供給と適正管理に努めてまいりました。経営状況については、給水人口が減少している中で、給水戸数及び年間有収水量は横ばいで推移し、修繕費及び職員給与費等の経常費用は前年より減少したものの、委託料や管路更新に伴う、固定資産除却費が増大したため、357万2,000円の純損失となりました。建設工事では、消火栓の更新工事、配水管の布設替工事を実施したほか、安定的な給水を確保するため、浄水場の設備更新工事等を行いました。

2、経営状況、第3条予算の損益は、総収益が前年度比110万円減の2億8,360万円、総費用が前年度比654万4,000円減の2億8,717万3,000円となりました。事業収支の構成比は、収益が営業収益75.6%、営業外収益24.4%、費用が営業費用98.5%、営業外費用1.5%です。

次の(ア)収益的収入以降につきましては朗読を省略させていただきます。

以上で認定第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) 室長はそのまま演台にいてください。

次に、認定第5号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

石崎水道整備室長。

○水道整備室長(石崎智大君) 認定第5号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は54頁になります。令和6年度美瑛町公共下水道事業会計決算の認定をお願いするものでございます。

はじめに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書は231頁です。令和6年度美瑛町公共下水道事業会計決算報告書の1、収益的収入及び支出につきまして、下水道事業収益及び下水道事業費用の欄のみ申し上げます。収入。第1款下水道事業収益、当初予算額4億5,308万4,000円、補正予算額1,774万円の減額、合計4億3,534万4,000円、決算額4億3,606万4,800円、予算額に比べ決算額の増減72万800円の増。

支出。第1款下水道事業費用、当初予算額4億5,308万4,000円、補正予算額1,774万円の減額、合計4億3,534万4,000円、決算額4億2,213万3,759円、不用額1,321万2,241円。

次に、決算書232頁です。2、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入及び資本的支出の欄のみ申し上げます。収入。第1款資本的収入、当初予算額528万7,000円、補正予算額11万円の追加、合計539万7,000円、決算額539万6,900円、予算額に比べ決算額の増減100円の減。

支出。第1款資本的支出、当初予算額1億833万3,000円、補正予算額371万8,000円の追加、合計1億1,205万1,000円、決算額1億1,199万7,673円、不用額5万3,327円。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億660万773円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額87万8000円、過年度分損益勘定留保資金2,096万4,286円及び当年度分損益勘定留保資金、8,475万8,4708,487円で補填した。

以下、財務諸表及び決算附属書類等につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書72頁について、朗読をもってご説明とさせていただきます。令和6年度美瑛町公共下水道事業会計決算に係る行政報告。地方公営企業法第30条第6項の規定により、令和6年度美瑛町公共下水道事業会計決算について下記のとおり報告します。1、総括事項。5行目まで省略し6行目から読み上げます。令和5年4月1日より地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行しました。経営状況及び財政状態につい

て見える化を図り、効率的かつ合理的な経営の推進に努めております。

また、下水処理場の適正な維持管理を行うとともに、令和7年度から5年間を計画期間とするストックマネジメント実施計画の策定を行いました。

経営状況については、処理人口が減少している中で、処理戸数は横ばいで推移しており、年間有収水量及び使用料は前年度より微減し、1,351万4,000円の純利益となりました。

建設工事では、地下水処理場地下タンク内面ダイニング工事、下水処理場地下タンクレベル計更新工事及び公共ますの新設工事を実施しました。

2、経営状況。第3条予算の損益は、総収益が前年度比1,961万6,000円増の4億2,773万1,000円、総費用は前年度比1,876万2,000円増の4億1,421万7,000円となりました。事業収支の構成比は、収益が、営業収益28.4%、営業外収益71.6%、費用が営業費を96%、営業外費用4%です。次の(ア)収益地、収益的収入以降については朗読を省略させていただきます。

以上で認定第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 室長はそのままお願ひします。

次に、認定第6号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

○水道整備室長（石崎智大君） 認定第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は55頁になります。令和6年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定をお願いするものでございます。

はじめに議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明申し上げます。決算書は256頁です。令和6年度美瑛町水力発電事業会計決算報告書の1、収益的収入及び支出につきまして、電気事業収益及び電気事業費用の欄のみ申し上げます。収入。第1款、電気事業収益、当初予算額6,676万8,000円、補正予算額546万円の追加。合計7,222万8,000円、決算額7,582万7,769円。予算額に比べ決算額の増減359万9,769円の増。

支出。第1款電気事業費用、当初予算額7,399万8,000円、補正予算額177万円の減額、合計7,222万8,000円、決算額7,049万8,602円、不用額172万9,398円。

次に、決算書257頁でございます。2、資本的支出につきまして、資本的支出の欄のみ申し上げます。支出。第1款資本的支出、当初予算額1,000円、補正予算額0円、合計1,000円、決算額200円、不用額800円。資本的収入額が資本的支出額に対し不足す

る額200円は、過年度分損益勘定留保資金200円で補填した。

以下、財務諸表及び、決算附属書類等につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に関わる行政報告書75頁について朗読をもってご説明とさせていただきます。令和6年度美瑛町水力発電事業会計決算に係る行政報告。地方公営企業法第30条第6項の規定により、令和6年度美瑛町水力発電事業会計決算について下記のとおり報告します。

1、総括事項。美瑛町水力発電事業は、白金ダムに係る管理費の軽減を目的に売電を行い、発電設備の適正な維持管理に努めました。第3条予算のうち、収益については、降雨による発電への影響が少なかったことから、売電による売上げ収入が前年度比420万6,000円増の3,506万3,000円となりました。

費用については、水力発電に係る維持管理費、人件費、減価償却費を支出しました。修繕では消耗した増即機の部品を交換しました。

2、経営状況第3条予算の損益は、総収益が前年度比370万6,000円増の700に、失礼しました。7,232万1,000円、総費用が前年度比894万1,000円増の6,814万3,000円となりました。事業収支の構成比は、収益が営業収益、48.4%、財務収益0.1%、事業外収益51.5%、費用が営業費用100%です。

次の、(5)収益的収入以降につきましては朗読を省略させていただきます。

以上で認定第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 次に、認定第7号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

才川町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 才川 育世君 登壇）

○町立病院事務局長（才川育世君） 認定第7号の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案集は56頁です。認定第7号は令和6年度美瑛町立病院事業会計決算の認定をお願いするものであります。

はじめに議案条文を朗読し、その後、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明申し上げます。

（議案の朗読を省略する）

次に、各会計決算書の275頁になります。令和6年度美瑛町立病院事業会計決算報告書です。1、収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益、病院事業費用の総額のみを申し上げます。はじめに収入です。第1款病院事業収益、当初予算額11億7,934万8,000円、補正予算額982万2,000円の追加、合計11億8,917万円、決算額12億359万8,607円。予算額に比べ決算額の増減は1,442万8,607円の増です。

次に、支出です。第1款病院事業費用、当初予算額11億7,934万8,000円、補正

予算額982万2,000円の追加、合計11億8,917万円、決算額11億5,218万488円。不用額3,698万9,512円。

次に、276頁、2、資本的収入及び支出につきましても、資本的収入、資本的支出の総額のみを申し上げます。はじめに収入です。第1款資本的収入、当初予算額5,243万8,000円、補正予算額367万1,000円の減額、合計4,876万7,000円。決算額4,876万6,200円。予算額に比べ決算額の増減は800円の減です。

次に、支出です。第1款資本的支出、当初予算額1億7,596万8,000円。補正予算額346万6,000円の減額、合計1億7,250万2,000円、決算額1億7,250万1,182円、不用額は818円です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,373万4,982円は、当年度消費税資本的収支調整額306万4,264円。過年度分損益勘定留保資金1億2,067万718円で補填いたしました。

以下、財務諸表、決算附属書類等につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書77頁になります。朗読をもって報告といたします。令和6年度美瑛町立病院事業会計決算に係る行政報告書。地方公営企業法第30条第6項の規定により、令和6年度美瑛町立病院事業会計の決算について下記のとおり報告します。

1、総括事項、6行目の北海道地域医療構想のからになります。北海道地域医療構想の目的である人口構造の変化に対応できる医療提供体制の構築、医療提供体制を構築することを目指し、上川中部圏域での医療需要及び必要とされる病床数の推計を踏まえ、当院における病床機能及び病床数の見直しをするに当たり、今後の病院の在り方について、町民アンケートを実施し、広く意見を頂いたほか、院内運営委員会諮問機関である病院運営審議会の中で検討を進めてまいりました。以下12行を省略し、1番下の行になります。

第3条予算収益的収支の損益では、総収益が11億9,997万5,000円、総費用が11億6,076万円で、3,921万5,000円の純利益となりました。一方で、医業収益は前年度に引き続き増加し、医業収支比率は51.7%と微増となったものの、流動比率は100%を下回る92.9%となっており、運転資金である現金、現金に余剰がないことから、現在も厳しい経営状況が続いています。

第4条予算資本的収支では、老朽化した骨塩定量測定装置及び臨床検査システム等の更新による資産取得のほか、企業債償還を行っています。

以下、2の利用状況以降を省略させていただきます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

（「はい」の声）

菅代表監査委員。

(代表監査委員 菅 範之君 登壇)

○代表監査委員(菅 範之君) 監査委員から令和6年度美瑛町一般会計、特別会計基金運用状況と決算審査意見及び令和6年度美瑛町公営企業会計決算審査意見を申し上げます。別冊資料の29頁からの決算審査意見書になります。

はじめに、令和6年度美瑛町一般会計特別会計基金運用状況と、決算審査の意見を申し上げます。別冊資料の30頁になります。1、審査の対象は、第1号、令和6年度美瑛町一般会計、歳入歳出決算から、第5号、地方自治法施行令第166条第2項の規定による調書になります。2、審査の期間は令和7年8月4日から8月7日まで4日間実施いたしました。3、審査の会場。4、審査の方法及び5の審査の結果については記載のとおりでございますので省略いたします。

次に、会計ごとの決算の意見について、はじめに一般会計ですが、頁数は32頁から37頁になります。詳細につきましては、記載のとおりですので省略し、総括意見のみ申し上げます。36頁の中ほどから、総括意見といたしまして、令和6年度決算については、依然としてエネルギー、食料価格、人件費の高騰など、例年に増して厳しい状況にありましたが、町民のかけがえのない暮らしを守るため、生活に直結する様々な問題を包含した課題に対し、迅速果敢なる姿勢で事業が展開され、現状の社会情勢への対応として、基幹産業である農業分野においては、農業経営の圧迫を緩和すべく、生産費等の支援措置を行い、社会福祉分野においては、低所得世帯や生活困窮者への支援、利用者の安全確保や、災害時の福祉避難所としての活用を目的に、介護老人福祉施設の大規模修繕がなされています。

観光分野においては、青い池駐車場のトイレ新設、セブンスターの木駐車場改修など、オーバーツーリズム対策をさらに強化し、DXデジタルトランスフォーメーションについては、公共施設の予約効率化や、町内における適切な交通手段の確保など、デジタル技術が活用されることで、行政サービス向上につながる事業が推進されています。以下、省略をいたしまして、37頁、10行目からです。

今後においても、地方自治体が抱える人口減少と高齢化、行政のデジタル化と業務の効率化、地域資源の魅力の維持、災害、自然環境のリスクとインフラの維持管理など、長期的な問題であることから、自治体、民間、地域住民が協働する形で、デジタルと現場の知恵を融合させたまちづくりを進めていくことが求められます。これにより、人口減少の進行を緩和しつつ、魅力ある美瑛町を次の世代へつなぐ基盤を築くことを望むものです。

次に、38頁の特別会計ですが、詳細並びに総括意見については記載のとおりですので、省略をさせていただきます。次に39頁になります。各基金の運用状況についてですが、審査の結果、正確であることを認めます。詳細については記載のとおりとなっておりますので省略をさせていただきます。

以上、一般会計等における審査意見を申し上げましたが、意見書で読み上げを省略した部分につきましては、後ほど高覧頂きたいと思っております。

続きまして、令和6年度美瑛町公営企業会計決算審査の意見を申し上げます。別冊資料の41頁になります。1、審査の対象は、令和6年度美瑛町水道事業会計から令和6年度美瑛町立病院事業会計までの4会計となります。2、審査の期間は令和7年7月9日と10日の2日間を実施をいたしました。3の審査について及び4審査の結果については省略をさせていただきます。

次に、会計ごとの決算の意見について申し上げます。はじめに、美瑛町水道事業会計です。頁数は42頁から45頁になります。詳細につきましては、記載のとおりですので省略し、総括意見のみ申し上げます。総括意見といたしまして前段省略しまして、45頁、下から7行目からでございます。今後においては、施設の老朽化や人口減少などの課題に的確に対応し、計画的な施設更新を着実に進めることが重要と考える。限られた財源の中で、持続可能な経営を実現するためには、長期的な視点に立った戦略的な取組が求められる。加えて、適正な料金設定も含めた財政的な見直しを行うことが、持続的な経営の確保につながると考える。良質で安定的な水の供給を継続していくため、健全な事業運営に努めていただきたい。

次に、46頁から54頁の公共下水道事業会計及び水力発電事業会計についての詳細並びに総括意見は、記載のとおりとなっておりますので、省略をいたします。

次に、町立病院事業会計です。頁数は55頁から58頁となります。詳細については記載のとおりですので省略し、総括意見のみ申し上げます。総括意見といたしまして、前段で省略いたしました58頁、下から8行目からでございます。令和6年度、町立病院事業会計の決算状況の審査から、町立病院は町民の健康と生命を守る上で、極めて重要な機能を果たしていることは十分認識しております。しかしながら、現状の財政運営は、極めて厳しく、人件費の増加や急激な物価動向など、社会経済情勢の影響を直接受けている状況であります。現状では、一般会計からの繰入れを長期的に過度に依存しており、独立採算に近づくべき公算が見えづらい点が大きな懸念であり、病院機能の再編強化を見据えた、運営体制の見直しと、経営の効率化を積極的に推進し、企業会計としての本来の姿へ近づけるための具体的な改革を実行することを望むところでございます。

以上、公営企業会計における審査意見を申し上げましたが、意見書で読み上げを省略した部分につきましては、後ほど高覧頂きたいと思っております。監査委員からの審査意見につきましては以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから総括質疑を行います。

初めに、7案件に関連する事項について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで7案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、認定第1号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第1号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第2号について総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第2号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第3号について総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第3号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第4号について総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第4号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第5号について総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第5号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第6号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで、認定第6号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第7号についての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第7号についての総括質疑を終わります。

○議長(野村祐司議員) お諮りします。ただいま一括議題となっています日程第22、認定第1号から日程第28、認定第7号までの7案件の審議については、議長及び議会運営、失礼しました。議会選出監査委員を除く11名の委員で構成する令和7年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっています7案件の審議については、議長及び議会選出監査委員を除く、11名の委員で構成する令和7年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることに決定をいたしました。

午後2時35分まで休憩をいたします。

休憩宣言(午後2時22分)

再開宣言（午後 2 時 3 5 分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

しばらく休憩いたします。

休憩宣言（午後 2 時 3 5 分）

（決算審査特別委員会を開催）

再開宣言（午後 2 時 5 1 分）

○議長（野村祐司議員） それでは休憩前に続き、会議を再開します。

休憩中に、令和 7 年度美瑛町議会決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が参りましたので報告をいたします。

決算審査特別委員会の委員長に 5 番、保田仁議員、副委員長に 1 2 番、山本賢一議員。以上のとおりであります。

---

日程第 2 9 報告第 1 号 令和 6 年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第 2 9、報告第 1 号、令和 6 年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率についての件を議題といたします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 報告第 1 号の内容につきまして、ご説明いたします。議案集は、5 7 頁及び 5 8 頁、監査委員の審査意見は、別冊資料の 5 9 頁から 6 5 頁までになります。

今回の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和 6 年度美瑛町健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について報告するものです。

はじめに、議案を朗読し、その後、内容をご説明いたします。それでは、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、5 8 頁になります。はじめに、美瑛町健全化判断比率の状況です。比率区分、令和 6 年度の欄の順で読み上げます。実質赤字比率、黒字であり、赤字比率はありません。連結実質赤字比率、黒字であり、赤字比率はありません。実質公債費比率、1 3. 6 %。将来負担比率、1 7. 8 %。いずれの比率とも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っております。

次に、美瑛町公営企業等会計の資金不足比率の状況です。令和 6 年度は、いずれの会計区分におきましても、資金不足はありません。

なお、別冊資料の監査委員の審査意見のご説明は、省略いたします。

以上で、報告第1号のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、終わります。

お諮りします。報告第1号についてはこれをもって審議を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

---

### 日程第30 報告第2号 債権の放棄について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第30、報告第2号、債権の放棄についての件を議題といたします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

山上収納対策室長。

（収納対策室長 山上 修司君 登壇）

○収納対策室長（山上修司君） 報告第2号につきましてご説明いたします。議案集は59頁になります。

今回の報告につきましては、平成23年4月1日に施行された、美瑛町の債権管理に関する条例により、債権を適正に管理してまいりましたが、同条例第5条に基づき債権の放棄をいたしましたので、同条例第6条の規定により議会に報告するものです。

以下、朗読をもちまして報告といたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、終わります。

諮りします。報告第2号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

---

日程第31 意見書案第11号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第31、意見書案第11号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書についての件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

3番、京屋愛子議員。

（3番 京屋 愛子議員 登壇）

○3番（京屋愛子議員）

（意見書案の朗読を省略する）

以上です。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第31、意見書案第11号の件を採決します。意見書案第11号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第11号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

日程第32 意見書案第12号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第32、意見書案第12号、国土強靱化に資する道路整備等に関する意見書についての件を議題とします。本件について、趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

12番、山本賢一議員。

(12番 山本 賢一議員 登壇)

○12番(山本賢一議員)

(意見書案の朗読を省略する)

よろしくお願いたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第32、意見書案第12号の件を採決します。意見書案第12号、国土強靱化に資する道路整備等に関する意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第12号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することといたします。

---

日程第33 議員の派遣について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第33、議員の派遣についての件を議題とします。本件について、地方自治法第100条第13項及び美瑛町議会会議規則第127条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思ひます。

お諮りします。本議会は別紙のとおり議員の派遣をすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣することに決定をいたしました。なお、派遣場所、場所等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思ひますので、ご了承お願いたします。

---

日程第34 所管事務調査の申し出について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第34、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長、八木幹男議員、産業経済常任委員会委員長、山本賢一議員、議会運営委員会委員長、保田仁議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

お諮りします。本件について、各委員長からの申出のとおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申出どおり書を承認することに決定いたしました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には議長において承知したいと思いい、承認したいと思いますので、ご了承をお願いしたいと思います。

ここで、今月末をもって退任される鈴木教育長教育長からの退任のご挨拶を頂きたいと思います。

(「はい」の声)

鈴木教育長。

(教育長 鈴木 貴久君 登壇)

○教育長(鈴木貴久君) 野村議長をはじめ、議員各位のご配慮によりまして、本定例会閉会前最後、このような機会を頂きました。大変ありがとうございます。私のほうから一言ご挨拶を申し上げます。

この度、9月30日をもちまして、教育長の職を退任することになりました。令和4年10月から1期3年ではありますが、多くの皆さま方に支えられて、残り期間あと僅かとなりますが、何とかその職責を終えることができそうです。改めて、議員の皆さま方、町長はじめ、職員機関の長の皆さま、そして、教育委員、学校をはじめとする多くの関係者の皆さま方のこれまでのご支援とご協力、そして、ご指導に対しまして、心より感謝申し上げます。

3年を振り返りますと、子どもたちが快適な中で学びやすく、また、教職員にとっても指導しやすい教育環境となるよう、エアコンを全校に設置させていただきました。また、子どもたちが自立し、夢や目標を実現することができるよう、美瑛町教育の根幹となっている支援教育について、皆さまのご理解を頂きながら、推進し、継続してまいりました。教育を取り巻く環境も、技術革新の進展により、ICT教育が主体となり、学習の機会も多様化し、個別最適な学び、協働的な学びが行われております。

さらには、子どもの数も年々減少している中で、できるだけ美瑛の自然環境を取り入れて、人材を活用したふるさと教育に取り組んでこられたのも、学校や保護者関係機関の皆さま方の温かいご協力、ご支援があったからこそ実施できているものと思っております。

また、新型コロナウイルス感染症の対策と、対応の期間が終了し、学校での制約が緩和され、そのあとでも、子どもたちが戸惑うこともなく、何もなかったように、正常な活動をしてきました。感染時に、戸惑いながらも、学校生活を送っていた頃思うと、それがそのように感じられます。今までは様々な教育活動や、保護者、地域との関わる機会が普通にできること、子どもたちの学校生活に潤いや活発なる活動、活躍の機会が戻ってきたことが、何よりもうれしく、

運動会、体育大会で走る姿、学芸会、文化祭で演じる、表現する姿を拝見するたびに、心強く感慨深い気持ちになり、うれしい限りです。

今後におきましても、子どもたちが心身ともに健やかに育っていくために、町民の皆さまが、子ども達を支え、見守り、やがて子どもたちが育ち、多くの経験を積んで希望を持って、このふるさと美瑛に戻り、勤労し生産し、住み続けられて、持続ある魅力的なまちとなるよう心から願っております。

結びになりますが、議員の皆さま方の一層のご活躍を心よりご祈念申し上げますとともに、お世話になりました多くの皆さま方のこれまでのご厚情に深く感謝申し上げます、甚だ簡単で、全く意を尽くしておりませんが、退任に当たっての感謝とお礼のご挨拶とさせていただきます。ほんとに、ありがとうございました。

○議長（野村祐司議員） 以上で鈴木教育長のご退任のご挨拶を終わります。

---

#### 閉会宣告

---

○議長（野村祐司議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。令和7年第5回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

---

#### 閉会挨拶

---

○議長（野村祐司議員） 閉会に当たりご挨拶を申し上げます。慎重な審議、心から感謝を申し上げます。認定事項7件、7案件につきましては、決算審査特別委員会設置による、閉会中の付託審査となりました。保田委員長、山本委員長には審査のほどよろしくお願い申し上げます。お願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。大変ご苦労さまでした。

午後3時14分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年12月5日

美瑛町議会 議長 野村 祐 司

議員 桑 谷 覺

議員 山 本 賢 一